

第5次秋田県循環型社会形成推進基本計画

(案)

令和8年3月

秋 田 県

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 計画の期間.....	2
第2章 国内外の状況	3
第1節 SDG s.....	5
第2節 地域循環共生圏.....	5
第3節 食品ロス.....	6
第4節 プラスチック資源循環.....	7
第5節 海洋ごみ.....	8
第6節 災害廃棄物.....	9
第7節 脱炭素.....	9
第3章 循環型社会形成に関する現状と課題	10
第1節 物質フロー調査.....	10
1 物質フロー調査分析.....	10
2 調査結果.....	10
3 課題.....	15
第2節 一般廃棄物.....	15
1 処理の現状.....	15
2 個別リサイクル法による取組.....	21
3 ごみ処理施設の設置状況.....	22
4 廃棄物処理に当たる市町村職員数.....	23
5 課題.....	24
第3節 産業廃棄物.....	26
1 排出状況(農業及び鉱業に係るものを除く).....	26
2 処理・処分の状況(農業及び鉱業に係るものを除く).....	27
3 農業及び鉱業に係るものを含めた状況.....	28
4 広域処理の状況.....	29
5 処理施設の設置状況.....	29
6 個別リサイクル法.....	30
7 課題.....	31
第4節 廃棄物の適正処理の推進.....	31
1 不法投棄.....	31
2 不適正処理(能代産廃ほか).....	32
3 有害廃棄物(PCB、水銀、廃石綿等).....	32
4 有害使用済機器.....	32

5	海岸漂着物等	33
6	災害廃棄物処理	33
7	課題	33
第5節	地域循環共生圏の形成	34
1	農林業系から排出されるバイオマス	34
2	プラスチックごみの再商品化に向けた事業の状況	34
3	食品廃棄物削減に向けた事業の状況	34
4	生活排水処理の広域共同化と汚泥の利活用	35
5	循環型社会ビジネスの推進	35
6	課題	36
第6節	第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画の評価	37
1	目標の達成状況	37
2	施策の進捗状況	39
第7節	その他	41
1	人口	41
第4章	循環型社会の形成に向けた施策の方向	42
第1節	基本理念	42
第2節	4つの姿	42
1	「循環」を基調としたライフスタイルが定着した社会	42
2	「環境」を理念に据えた事業活動が展開される社会	43
3	適正な資源循環のための基盤が構築された社会	44
4	役割分担とパートナーシップにより創られる持続可能な社会	45
第3節	施策の方向性（4つの柱）	46
柱1	家庭における環境を意識した行動の定着	47
柱2	事業活動における循環経済への移行促進	48
柱3	廃棄物処理体制の確保	51
柱4	協働による課題への統合的な取組	53
第4節	目標	55
1	循環型社会形成推進に関する基本目標	55
2	一般廃棄物に関する数値目標	56
3	産業廃棄物に関する数値目標	57
4	モニタリング指標	59
第5章	計画の推進	60
第1節	各主体の役割	60
第2節	SDGsとの繋がり	62
第3節	計画の進行管理	63
第4節	計画の見直し	63

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景と趣旨

今日、環境保全は人類の生存基盤に関わる極めて重要な世界共通の課題となっています。大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量の廃棄物を生み出し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しており、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊等の様々な環境問題にも密接に関係しています。2015年（平成27年）の国連サミットでは、これらの問題の解決を目指した持続可能な開発のための目標（SDGs）が全会一致で採択されるなど、持続可能な社会を目指した国際協調の取組が進められています。

こうした情勢の中で国では、令和2年10月、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、令和3年4月に2030年度の温室効果ガスを46%削減（2013年度比）するとしていた目標値は、令和7年2月には、新たな地球温暖化対策計画において2035年度、2040年度にそれぞれ、60%、73%削減へと上方修正され、目標に向かって国を挙げて取り組んでいく方向性が示されました。2023年度（令和5年度）の温室効果ガス排出量が過去最低値を記録したところですが、2050年までに脱炭素社会を実現するため、行政と民間による速やかな行動と大胆かつ継続的な取組が求められています。

廃棄物関連について世界に目を向けると、経済発展に伴うごみ排出量の増大やプラスチックごみの海洋への流出が問題となっているほか、先進国では食品ロスが社会的な問題となっています。我が国では、廃棄物等の発生抑制、循環資源の利用等の取組により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を目指して、2000年（平成12年）に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

2024年（令和6年）に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済から、持続可能な形で資源を循環的に利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を目指す新たな考え方が示され、その実現に向けて、3R＋Renewable（再生可能資源への転換）や地域循環システムの構築などといった様々な取組・手法が掲げられました。

本県においても、2007年（平成19年）に本県の自然的社会的条件を考慮した「秋田県循環型社会形成推進基本計画（以下「第1次計画」という。）を策定し、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）や適正処理の推進、地域の特性を生かした木質バイオマスの活用といった地域循環圏の構築、本県の鉱山技術を活用したレアメタル等金属リサイクルの推進、災害廃棄物処理体制の構築等、循環型社会の形成を目指した様々な取組を推進してきました。

このたび、「第4次秋田県循環型社会形成推進計画」の計画期間が満了することから、本県が抱える循環型社会の形成に関する様々な課題や視点を整理し直し、継続して対応すべき課題に加え、新しい課題や視点にも対応していくため「第5次秋田県循環型社会形成推進基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、循環型社会形成推進基本法第10条^{※1}に定める地方公共団体の責務を踏まえ、本県の循環型社会の形成と廃棄物の適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画とします。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5^{※2}に定める「都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画」を包含します。

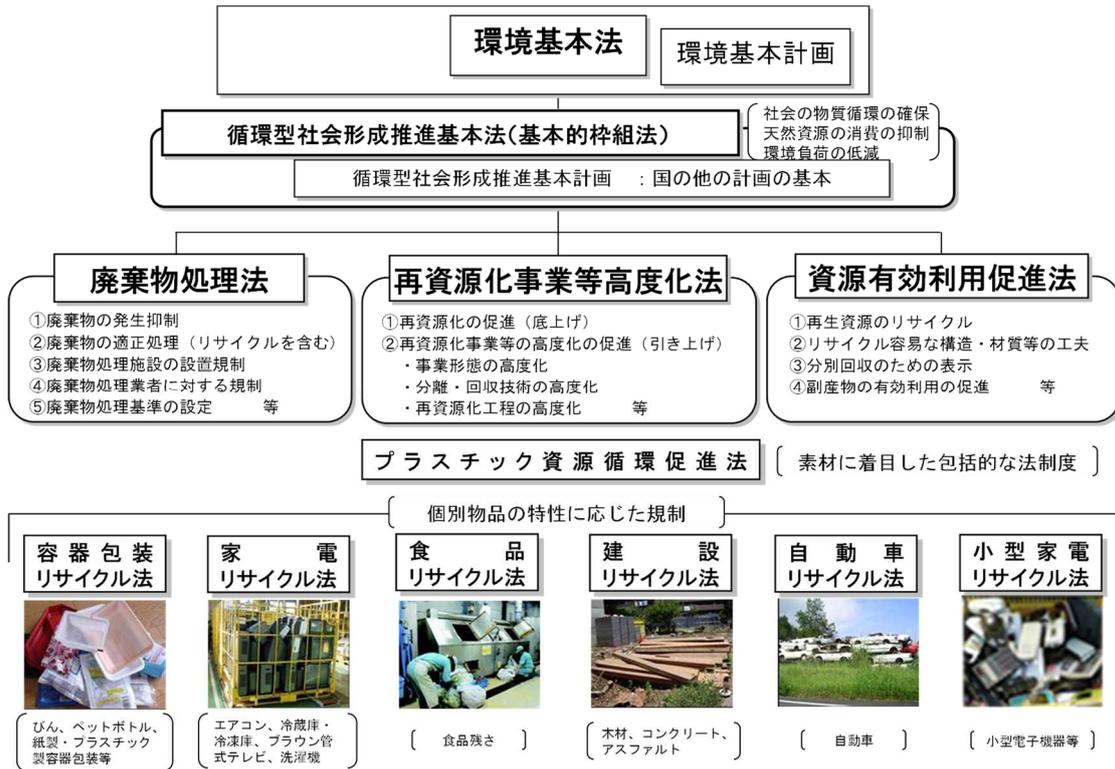


図1-1 循環型社会を形成するための法体系

第3節 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画とします。

※1 循環型社会形成推進基本法第10条

地方公共団体は、基本原則にのっとり、循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な措置を実施するほか、循環型社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5

都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めなければならない。

第2章 国内外の状況

近年の環境や廃棄物に係る日本の法制度や計画等は、国際的な取り決めに加え、脱炭素社会と資源循環の統合的な推進という新たな視点に基づいた見直しが急速に進んでいます。

2015年（平成27年）には、「持続可能な開発目標」（SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、同年12月には温室効果ガス削減に関する国際的な取り決めであるパリ協定が採択されました。また、2019年（令和元年）6月には、新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」がG20サミットで採択されています。

国内では、2020年（令和2年）に内閣総理大臣の所信表明演説で「2050年カーボンニュートラル」の実現が宣言されて以降、この目標達成に向けて具体的な政策立案が行われています。これを受け、2021年（令和3年）には「地球温暖化対策計画」、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定され、地方創生に資する地域脱炭素の実現を目指す「地域脱炭素ロードマップ」も策定されました。また、2019年（令和元年）には「プラスチック資源循環戦略」が策定され、3R+Renewableの基本原則と6つの野心的なマイルストーンが掲げられたほか、2022年（令和4年）には「プラスチックに係る資源循環促進等に関する法律」が施行され、資源循環を推進するための法的な枠組みが確立されました。

さらに、2024年（令和6年）には国の環境政策の基盤となる「第六次環境基本計画」及び「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。これは、社会経済の変革を伴うグリーントランスフォーメーション（GX）の推進など、新たな政策課題に対応するものであり、今後も、環境、資源循環、脱炭素といった分野の連携の強化に向けて各種基本方針や計画等の見直しが図られていきます。

表 2-1 環境や廃棄物に係る法制度や計画等

年	月	内容
2015年 平成27年	9月	「持続可能な開発目標（SDGs）が国連サミットで採択
	12月	「パリ協定」採択
2016年 平成28年	5月	「地球温暖化対策計画」閣議決定
	9月	「バイオマス活用推進基本計画」閣議決定（改定）
2017年 平成29年	6月	「廃棄物処理法施行令」の一部改正（マニフェスト制度の強化等）
	12月	中国政府による廃棄物輸入規制制度
2018年 平成30年	3月	「災害廃棄物対策指針」改定
	4月	「第五次環境基本計画」閣議決定
	6月	「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
		「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定（改定）
11月	「気候変動適応計画」閣議決定	

2019年 令和元年	5月	「プラスチック資源循環戦略」閣議決定
	6月	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定
		「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」がG20サミットで採択
	7月	「食品資源循環の再生利用等の促進に関する基本方針」閣議決定（改定）
10月	「食品ロス削減の推進に関する法律」施行	
2020年 令和2年	3月	「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」閣議決定
	7月	小売業者が提供するレジ袋の有料化が開始
	9月	「今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性」公表
	10月	首相が2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言
2021年 令和3年	3月	「第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画」策定
	9月	「秋田県ごみ処理広域化・集約化計画」策定
	10月	「気候変動適応計画」閣議決定（改定）
		「地球温暖化対策計画」閣議決定（改定）
		「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定（改定）
2022年 令和4年	3月	「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画」策定
	4月	「プラスチックに係る資源循環促進等に関する法律」施行
	9月	「バイオマス活用推進基本計画」閣議決定（改定）
2023年 令和5年	4月	「災害廃棄物対策指針」改定
	5月	「気候変動適応計画」閣議決定（改定）
	6月	「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定（改定）
2024年 令和6年	5月	「第六次環境基本計画」閣議決定
	8月	「第五次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
2025年 令和7年	2月	「地球温暖化対策計画」閣議決定（改定）
		「廃棄物処理法に基づく基本方針」改定
		「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」一部施行
	3月	「食品資源循環の再生利用等の促進に関する基本方針」閣議決定（改定）
		「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」閣議決定（改定）
		「秋田県災害廃棄物処理計画」改定
11月	「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」施行	

第1節 SDGs

2015年（平成27年）9月の国連サミットで、2030年（令和12年）までの長期的な開発の指針として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その指針の中核を成す「持続可能な開発目標（SDGs）」は、誰一人取り残さない社会の実現を基本理念とし、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。SDGsは、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、貧困・格差の撲滅等、持続可能な世界を実現するための統合的取組であり、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標です。

国では、2016年（平成28年）にSDGs実施指針を策定し、その中で「優先課題8分野」を設定しており、その優先分野の施策の1つに循環型社会の構築が挙げられています。

この「優先課題8分野」において国が行う具体的な施策を整理するために策定している「SDGsアクションプラン」の最新版である「SDGsアクションプラン2023」の中でも、「2050年カーボンニュートラルの実現」、「『地域循環共生圏』の創造による持続可能な地域づくり」、「持続可能な生産・消費」、「プラスチック汚染対策」等が記載されています。

国連は毎年SDGsの達成状況を評価した年次の報告書を公表していますが、2025年（令和7年）7月に公表された報告書では、「入手可能な最新のデータによると、全ての目標のうち、順調に進んでいる又はある程度前進しているものは35%にすぎない一方、半数近くは進捗があまりにも遅く、18%は後退しています。」とされています。目標年度である2030年までにSDGsを達成するためには、取組の強化が課題となっています。



図2-1 SDGs 17のゴール

出典：国連広報センター

第2節 地域循環共生圏

地域循環共生圏は2018年（平成30年）に閣議決定された第五次環境基本計画において初めて提唱された概念であり、地域資源を活用して環境・社会・経済を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決して自立した地域をつくとともに、地域の個性を

活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。

2024年（令和6年）に閣議決定された第六次環境基本計画では、同計画の中心概念である「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に向けた「新たな成長」の実践・実装の場としても位置付けられました。

国では、地域循環共生圏を始めとする地域循環システムの構築を通じて、地域における雇用機会の拡大や地域住民の生活の質の向上にもつながる循環経済への移行及びこれによる地方創生の実現に向けた取組を進めています。

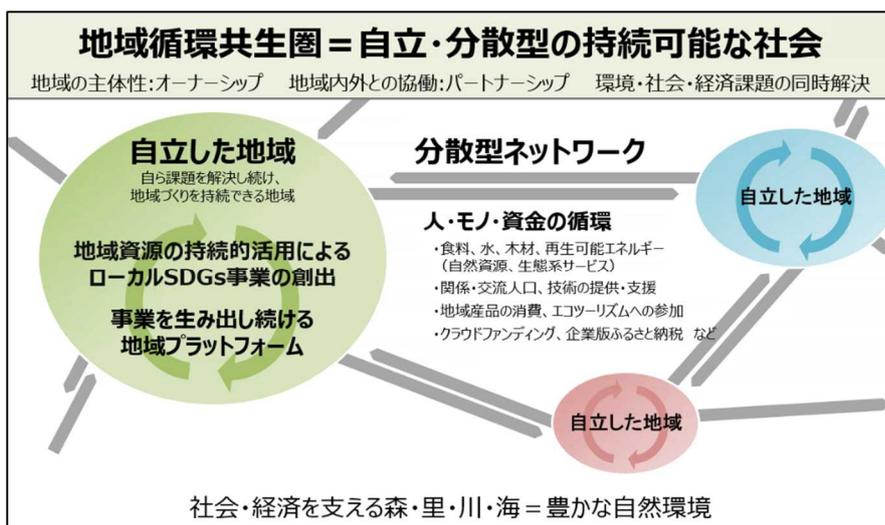


図 2-2 地域循環共生圏の概念図

出典：環境省ローカルSDGs

第3節 食品ロス

本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品（食品ロス）の量は、国の推計によると2023年度（令和5年度）は464万トンであり、うち事業系が231万トン、家庭系が233万トンとなっています。国民1人1日当たり102gの食品が捨てられている計算になります。

食品ロスの削減に取り組むために、2019年（令和元年）10月に「食品ロス削減の推進に関する法律」が施行され、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用していくことが求められています。2025年（令和7年）3月に国が策定した「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」では、食品廃棄物^{※1}等の発生抑制に優先的に取り組み、発生してしまった食品廃棄物等について、リサイクル等を推進することとしています。

この基本方針では、業種ごとの食品廃棄物の再生利用等実施率の目標のほか、事業系食品ロスの削減目標として、2030年度（令和12年度）までに2000年度比で60%削減することが掲げられています。また、家庭系食品ロスについては、国の第五次循環型社会形成推進計画において、2030年度（令和12年度）までに2000年度比で50%削減することが目標として示されています。

※1 食品ロスのほか、骨や貝殻等の元々食べられない部分（非可食部）が含まれる。

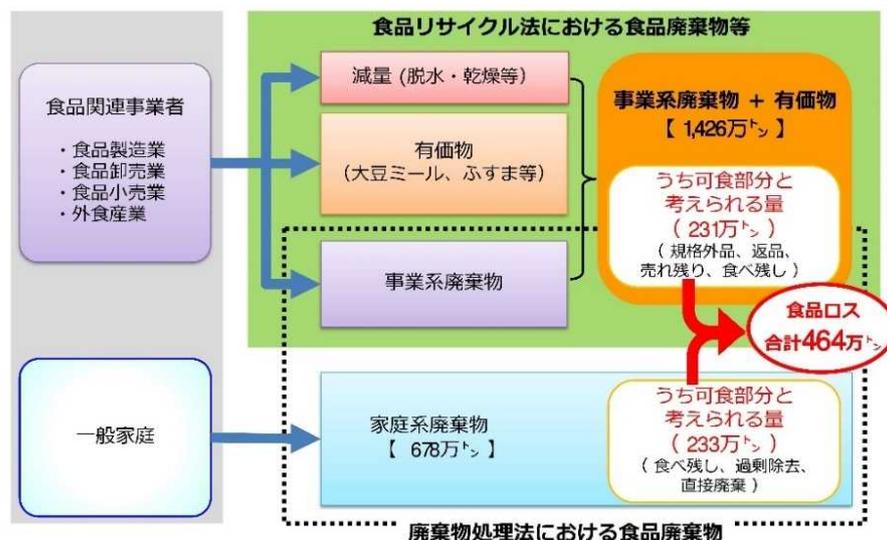


図 2-3 食品ロスの発生量 (令和5年度推計)
出典：農林水産省ホームページ「食品ロスの現状」

第4節 プラスチック資源循環

プラスチックは、機能の高度化を通じて社会の発展や様々な課題の解決に貢献してきました。その一方で、不適正な処理等により海洋に流出したプラスチックが、2050年(令和32年)までに魚の重量を上回ることが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。

国では、2019年(令和元年)5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」の基本原則(3R+Renewable(再生可能資源への転換))に則り、プラスチックのライフサイクル全般(設計・製造、販売・提供、排出・回収・リサイクル)にわたる包括的な対策を推進するため、2021年(令和3年)6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環促進法」という。)を制定し、2022年(令和4年)4月に施行しました。

同法では、従来の容器包装プラスチックに加え、家電製品、おもちゃなどの「特定プラスチック使用製品」の設計や提供方法(例：ワンウェイプラスチック製品の削減)について具体的な措置が定められたほか、市町村が、容器包装プラスチックに加えて、これまで燃やすごみとして処理していた製品プラスチックを分別収集して回収し再商品化する制度が創設されました。これにより、市町村が処理する家庭ごみにおけるプラスチックの資源循環の促進が期待されています。

国内の廃プラスチックの総排出量は、2024年度(令和6年度)には911万トン、このうち有効利用されずに廃棄された「未利用廃プラスチック」は101万トンと排出量全体の約11%を占めると推計されています。

第6節 災害廃棄物

日本は、位置、地形、地質、気象等の自然的条件から、各種の自然災害が発生しやすい国土となっています。近年は、2022年（令和4年）の台風第14号、2023年（令和5年）の梅雨前線による大雨、2024年（令和6年）の能登半島地震など毎年のように多くの災害が発生しています。また、今後の地球温暖化等の気候変動の影響による降雨の局地化・集中化に伴う水害、土砂災害等の頻発化、激甚化が懸念されています。

災害時の廃棄物対策については、国は、2014年（平成26年）の「国土強靱化基本計画」において、「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避することを目標に掲げるなど、重要な施策として位置づけ、同年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定しました。

2015年（平成27年）には、災害廃棄物処理に係る経験や教訓に基づき、廃棄物処理法及び災害対策基本法が改正され、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、地方公共団体は災害廃棄物処理計画を策定することとされました。

災害廃棄物は、適正かつ迅速・円滑な処理が必要であるとともに、分別、選別、再生利用等による減量化も必要とされています。平時から災害廃棄物処理体制の強靱化を図り、災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる体制の構築が求められています。

第7節 脱炭素

2016年（平成28年）11月に発効した温室効果ガス排出削減等のための国際的枠組みであるパリ協定では、温室効果ガス排出削減（緩和）の長期目標として、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃より十分低く保ち（2℃目標）、1.5℃に抑える努力を追求すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）とすることが盛り込まれました。

国は、気候変動リスクを踏まえた温室効果ガスの排出量を削減する「低炭素化」から、排出量ゼロを目指す「脱炭素化」にシフトし、2020年（令和2年）10月には、内閣総理大臣の所信表明演説において、2050年（令和32年）までにカーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）の実現を目指すことが宣言されました。

このため、循環型社会の形成を推進していく中でも、温室効果ガスの一層の削減に取り組む必要があり、廃棄物の分野においても、発生抑制や再生利用による焼却処分量の削減、エネルギー回収型の廃棄物処理施設への更新、収集運搬の効率化等が求められています。

第3章 循環型社会形成に関する現状と課題

第1節 物質フロー調査

1 物質フロー調査分析

循環型社会の形成には、どれだけの資源を消費し、廃棄しているかという社会経済におけるものの流れ（物質フロー）を的確に把握することが必要となります。物質フロー調査分析とは、国の「一般廃棄物処理事業実態調査」や県の「産業廃棄物実態調査」の数値、各種経済指標からの推計値を用いて本県の物質フローを導き出すものです。

県では、2006年度（平成18年度）、2010年度（平成22年度）、2015年（平成27年度）、2020年度（令和2年度）と本計画の策定ごとにこの調査を実施しており、2025年度（令和7年度）の調査で5回目になります。

2 調査結果

令和7年度の調査結果（令和5年度実績）は次のとおりです。

2023年度（令和5年度）の本県の物質フローは、輸入又は県外からの移入資源等が966万7千トン、県内で採取された資源が531万9千トンとなっており、両者を合わせた天然資源等投入量は1,498万6千トンとなっています。天然資源等投入量（1,498万6千トン）に県外廃棄物搬入量（22万9千トン）と廃棄物等の循環利用量（239万6千トン）を加えた総物質投入量は1,761万1千トンとなっており、廃棄物等の発生量は556万1千トンとなっています。

2018年度（平成30年度）と比較すると、天然資源等投入量や総物質投入量、廃棄物等の発生量は減少しており、最終処分量や循環利用量はやや増加しています。最終処分量の増加は、発電事業に伴い発生するばいじんの最終処分量が増加したことが影響しています。

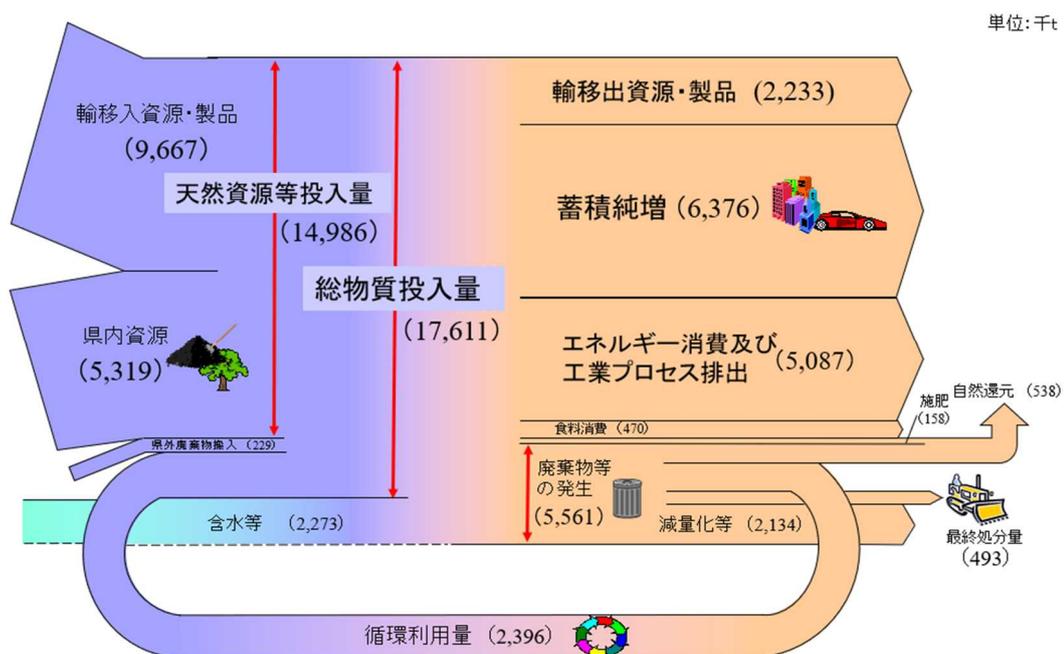


図3-1-1 2023年度（令和5年度）における物質フロー（令和7年度調査）

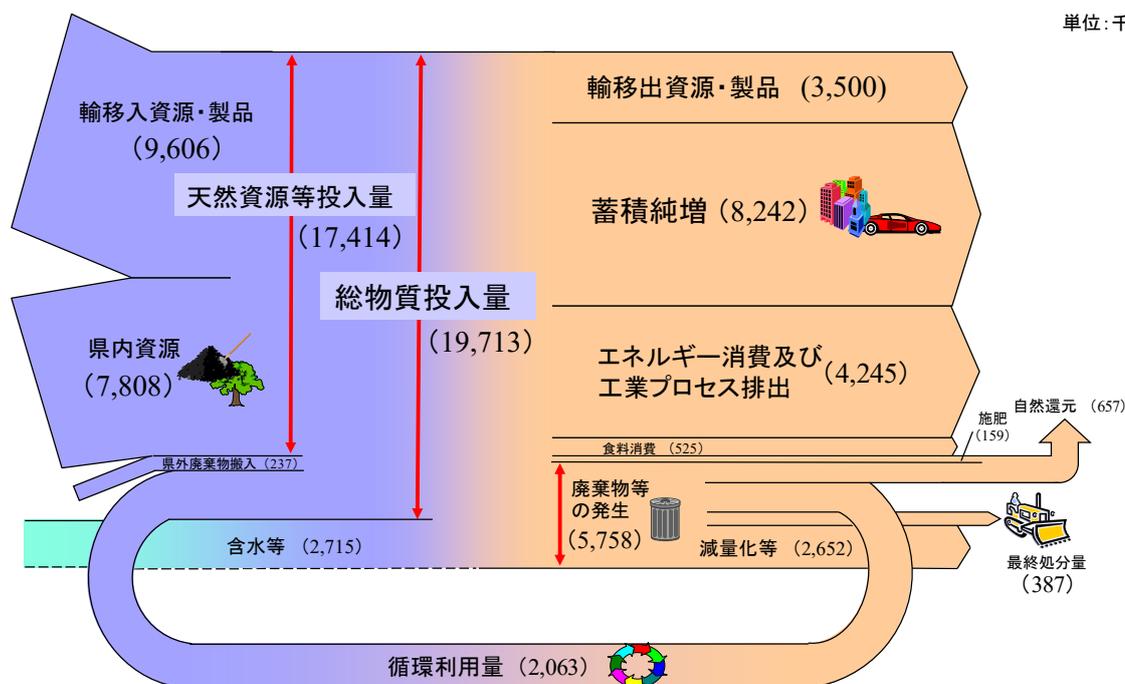


図3-1-2 2018年度（平成30年度）における物質フロー（令和2年度調査）

(1) 県内資源

2023年度（令和5年度）の県内資源量531万9千トンの内訳を見ると、岩石・砂利が309万2千トン（58%）で最も多く、農産物が71万3千トン（13%）、林産物・水産物が68万3千トン（13%）となっています。

2018年度（平成30年度）と比較して、岩石・砂利をはじめ、いずれの資源も減少しています。

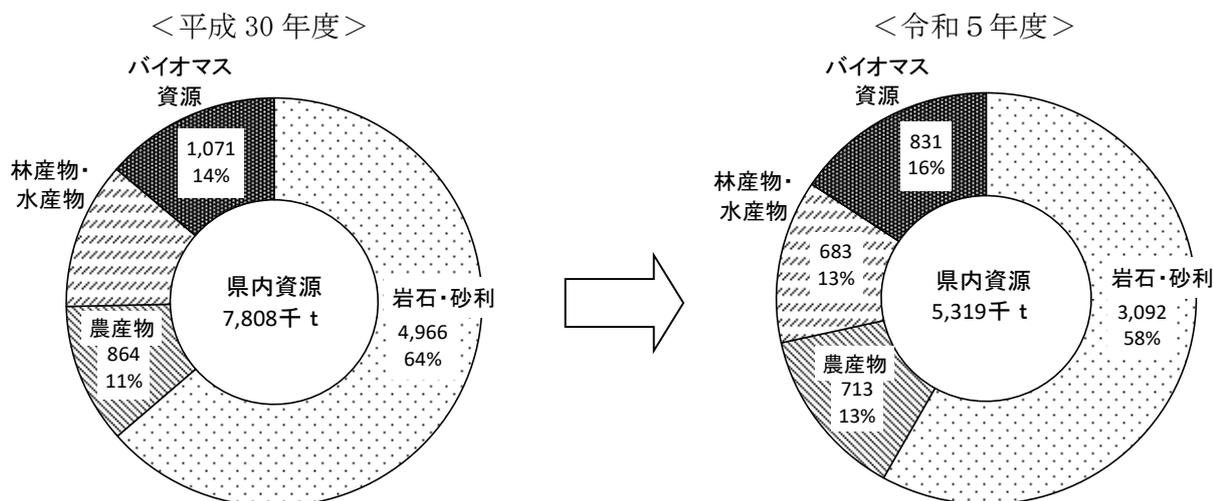


図3-1-3 県内資源の推移

(2) 輸移入資源・製品

2023年度（令和5年度）の輸移入資源・製品量966万7千トンのうち、石炭が422万9千トン（44%）で最も多く、原油・重油・石油製品が144万8千トン（15%）、岩石・砂利等が60万4千トン（6%）となっています。

2018年度（平成30年度）と比較して、石炭の量が大きく増加し、原油・重油・石油製品の量は減少しています。

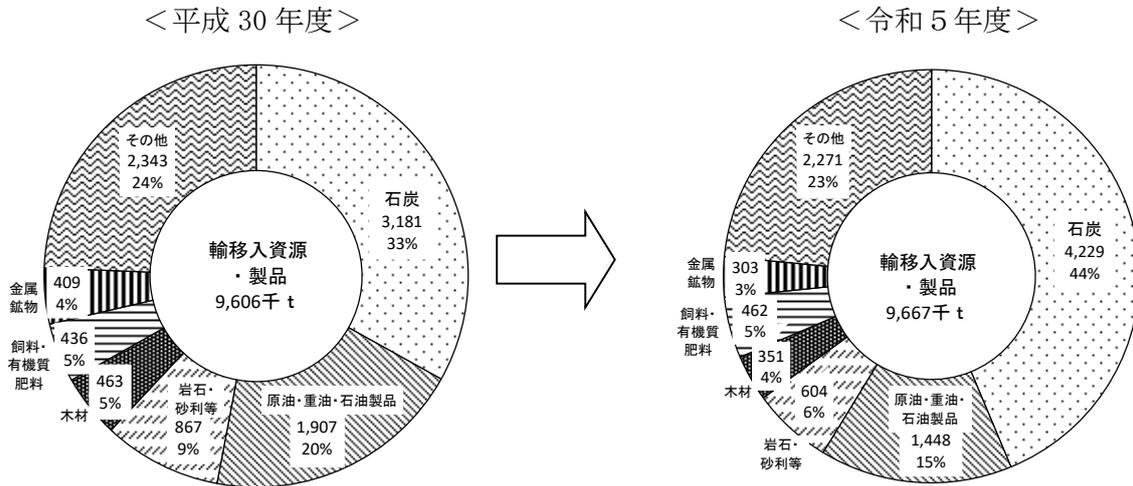


図 3-1-4 輸移入資源・製品の推移

(3) 廃棄物等

廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2つに区分されますが、産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物であって法律で定められた20種類のことを言い、これ以外の家庭から排出される生活系ごみとオフィスや飲食店などから排出される事業系ごみ並びにし尿が一般廃棄物です。また、生活系ごみは、家庭系ごみと、再資源化することを目的に収集される資源ごみに分かれます。

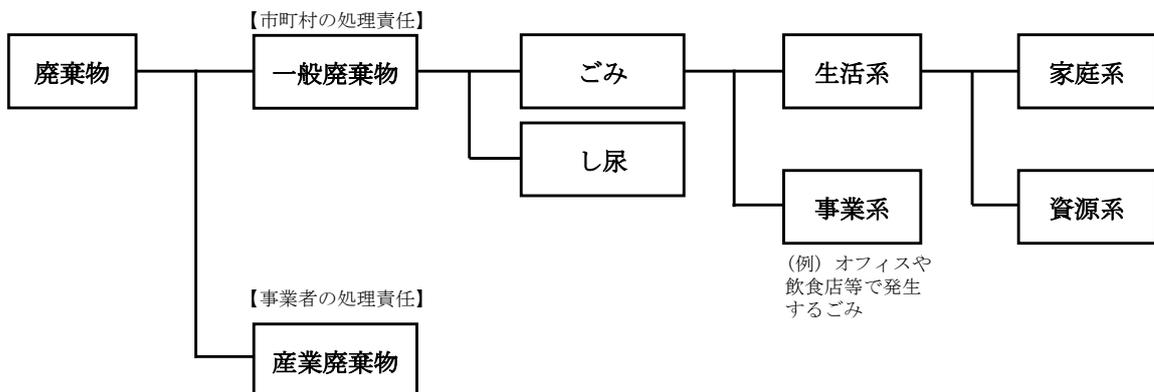


図 3-1-5 廃棄物の区分

2023年度（令和5年度）の廃棄物等の発生量556万1千トンの内訳を見ると、バイオマス系が356万7千トン（64%）で最も多く、非金属鉱物系が172万5千トン（31%）、化石燃料系

が21万4千トン（4%）、金属系が5万5千トン（1%）となっています。2018年度（平成30年度）と比較して、バイオマス系の発生量は減少しましたが、他は増加しています。

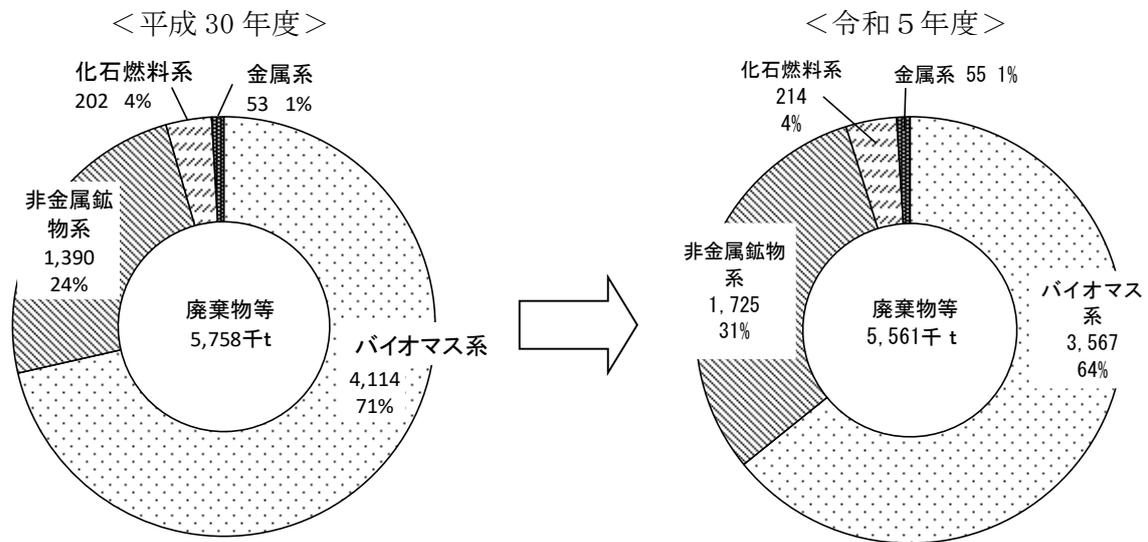


図 3-1-6 廃棄物等の推移

(4) 循環利用率

(ア) 入口側の循環利用率 (循環利用量/総物質投入量)

入口側の循環利用率とは、社会経済に投入されたものの量（総物質投入量）のうち循環利用されたものの量（循環利用量）の割合を示した数値です。

本県の2023年度（令和5年度）の入口側の循環利用率は13.6%となっており、2018年度（平成30年度）より3.1ポイント増加しましたが、2022年度（令和4年度）の全国値と比較すると、2.7ポイント低い値となっています。全国値より低い理由は、次の2つの要因が考えられます。

- ① 本県の経済活動に投入される資源の多くが、廃棄物等の発生に繋がりにくいもの（社会資本としてストックされる砂利、エネルギーとして消費される石炭・石油等）となっていること。
- ② 次の(イ)で説明する本県の産業構造が影響していること。

(イ) 出口側の循環利用率 (循環利用量/廃棄物等発生量)

出口側の循環利用率とは、廃棄物等の発生量のうち循環利用量（再利用・再生利用）が占める割合を示した数値です。

本県の2023年度（令和5年度）の出口側の循環利用率は43.1%となっており、2018年度（平成30年度）の35.8%より7.3ポイント増加しています。これは、分母となる廃棄物等の発生量が19万7千トン減少して556万1千トン、分子となる循環利用量が33万4千トン増加して239万7千トンとなったためであり、特に、建設業における資源化量の割合の増加が大きく、産業廃棄物の循環利用量（農業及び鉱業に係るものを除く）の増大が主たる要因となっています。

一方で、全国値と比べると、出口側の循環利用率に関連する一般廃棄物の処理量に占める再生利用量の割合（一般廃棄物のリサイクル率）や、産業廃棄物の排出量に占める再生利用量の割合（再生利用率）は、いずれも低い値となっています。特に産業廃棄物の出口側の循環利用率が低いのは、産業廃棄物の減量化率や最終処分率が高いためであり、これは、県内に減量化率が高くなる汚泥が大量に発生する製紙工場や、非鉄金属製錬に伴い発生する鉱さいを大量に最終処分している企業等があるという本県の産業構造が影響していると考えられます。

表 3-1-1 出口側の再生利用率の比較（令和 5 年度）

	秋田県	全国
一般廃棄物（ごみ）	13.6%	19.5%
産業廃棄物	48.7% (43.9%)	54.4%

※排出量（有償物量を除く）を 100 とした場合の割合
 ※全国の産業廃棄物の再生利用率は速報値
 ※（ ）内は、農業と鉱業の廃棄物を除いた再生利用率

（5）資源生産性（総生産／天然資源等投入量）

本県の 2023 年度（令和 5 年度）の資源生産性は 243 千円／トンとなっており、2018 年度（平成 30 年度）の 205 千円／トンより 38 千円／トン増加していますが、全国値と比較すると、およそ 2 分の 1 の値となっています。

本県の資源生産性が低いのは、砂利・岩石や石炭・石油等の付加価値が低い一次産品の形で投入される資源の割合が多く、高付加価値の二次産品である製品等の量が少ないことなどによると考えられます。

表 3-1-2 循環利用率と資源生産性

		秋田県		【参考】全国値
		平成 30 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
入口側の循環利用率	$[\text{①} / \text{③}] \times 100$	10.5%	13.6%	16.3%
出口側の循環利用率	$[\text{①} / \text{②}] \times 100$	35.8%	43.1%	43.3%
廃棄物等発生率	$[\text{②} / \text{③}] \times 100$	29.2%	31.6%	37.7%
循環利用量	[①]	2,063 千 t	2,397 千 t	226,000 千 t
廃棄物等発生量	[②]	5,758 千 t	5,561 千 t	523,000 千 t
総物質投入量	[③]	19,713 千 t	17,542 千 t	1,388,000 千 t
輸移入超過率	$[\text{④} / \text{⑤}] \times 100$	274.5%	432.9%	429.6%
輸移入資源・製品量	[④]	9,606 千 t	9,597 千 t	696,000 千 t
輸移出量	[⑤]	3,500 千 t	2,217 千 t	162,000 千 t
資源生産性	$[\text{⑥} / \text{⑦}] \times 100$	205 千円／t	243 千円／t	475 千円／t
県内（国内）総生産	[⑥]	35,630 億円	36,293 億円	5,519,500 億円
天然資源等投入量	[⑦]	17,414 千 t	14,916 千 t	1,162,000 千 t

※令和 5 年度の県内総生産は、実際には令和 4 年度実績（「令和 4 年度秋田県県民経済計算（令和 7 年 3 月）」より）

3 課題

- 入口側の循環利用率、出口側の循環利用率及び資源生産性が全国と比べて低い状況にありますが、その向上に向けて、天然資源等の代替となる再生資源の活用を進めていくことが必要です。
- 入口側・出口側の循環利用率のさらなる向上を図るため、廃棄物等の発生抑制や減量、循環利用の取組の推進が必要です。

第2節 一般廃棄物

1 処理の現状

(1) ごみ処理状況

(ア) 処理状況

本県の2023年度（令和5年度）の一般廃棄物（ごみ）の処理状況は図3-2-1のとおりです。ごみ排出量は32万5千トン、ごみ処理量は32万2千トンでした。このうち、焼却、破碎・選別等により中間処理された量(中間処理量)は30万7千トン、再生業者等へ直接搬入された直接資源化量は1万2千トンです。この両者で、ごみの処理量全体の99.0%(減量処理率)を占めます。

中間処理後に再生利用された量(中間処理後再生利用量)は3万トンで、これに直接資源化量を合計した資源化量は4万1千トンでした。

また、焼却処理により減量化された量は24万8千トンであり、中間処理されずに直接最終処分された量は3千トンで、ごみの総処理量の1.0%となりました。

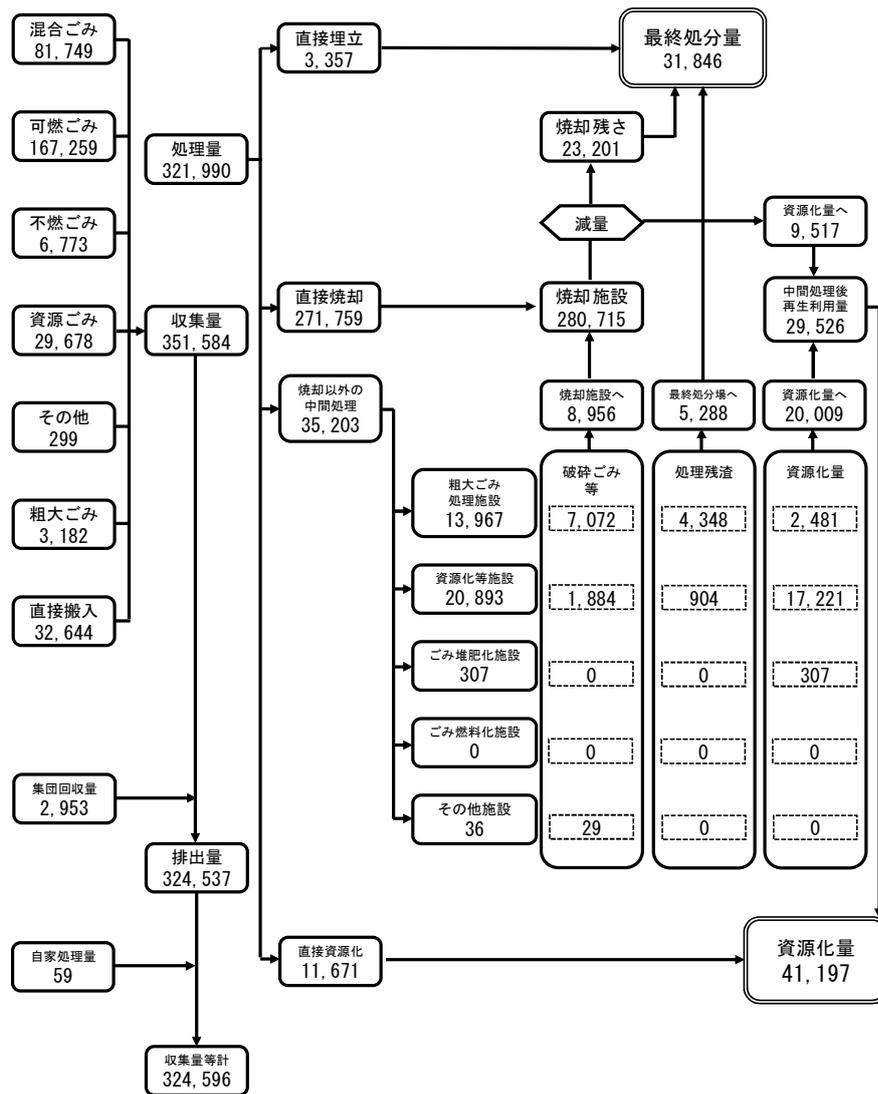


図 3-2-1 一般廃棄物（ごみ）の処理状況（令和 5 年度）

(イ) 排出量の推移

本県のごみの排出量の推移は図 3-2-2 のとおりです。2023 年度（令和 5 年度）の排出量は、32 万 5 千トンとなっています。排出量の内訳は、家庭系が約 67 %、事業系が約 33 %を占めており、家庭系及び事業系ともに近年は減少傾向にあります。

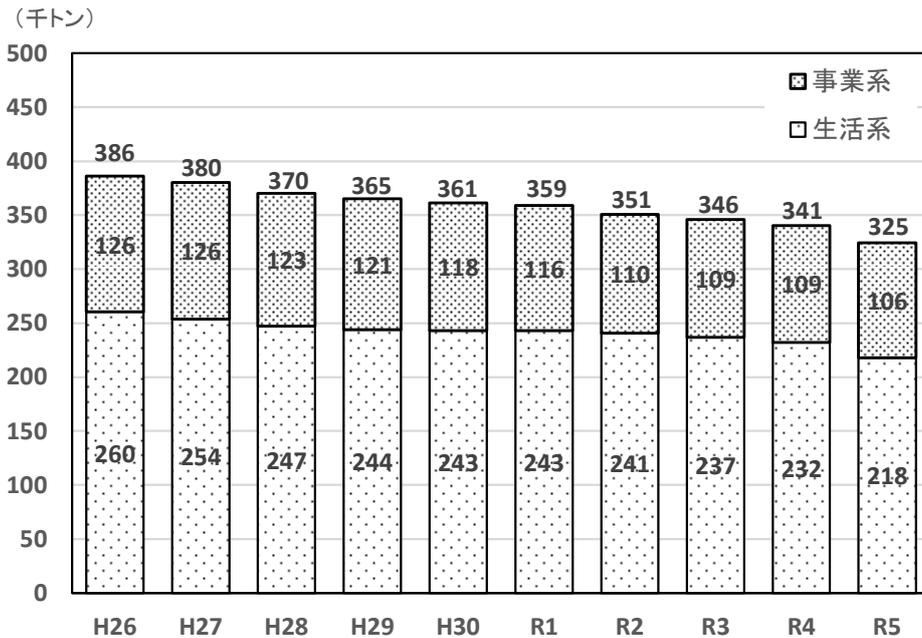


図3-2-2 秋田県のごみ排出量の推移

(ウ) 県民1人1日当たりのごみ排出量の推移

県民1人1日当たりのごみ排出量の推移は図3-2-3のとおりです。近年横ばい傾向にあり、990g前後で推移していましたが、2023年度(令和5年度)は957gであり、前年度から34g減少しました。しかし、全国値の851gを106g上回り、全国第43位となっています。

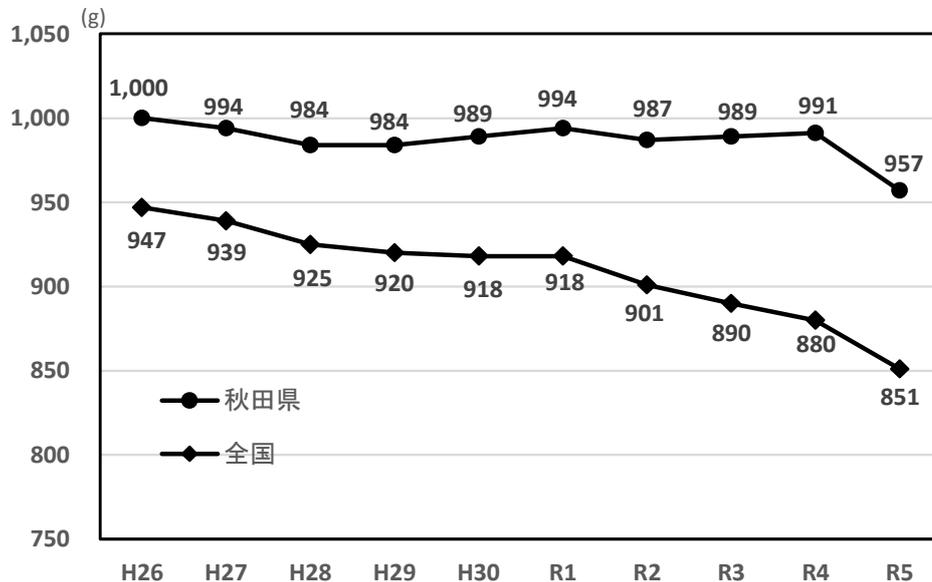


図3-2-3 県民1人1日当たりのごみ排出量の推移

(エ) リサイクル率の状況

リサイクル率^{※1}の推移は図3-2-4のとおりです。近年は漸減傾向にあり、2023年度(令和

※1 リサイクル率(%) = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) / (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100

5年度)の本県の一般廃棄物のリサイクル率は13.6%となっています。全国値の19.5%と比較すると5.9ポイント下回り全国第40位となっています。

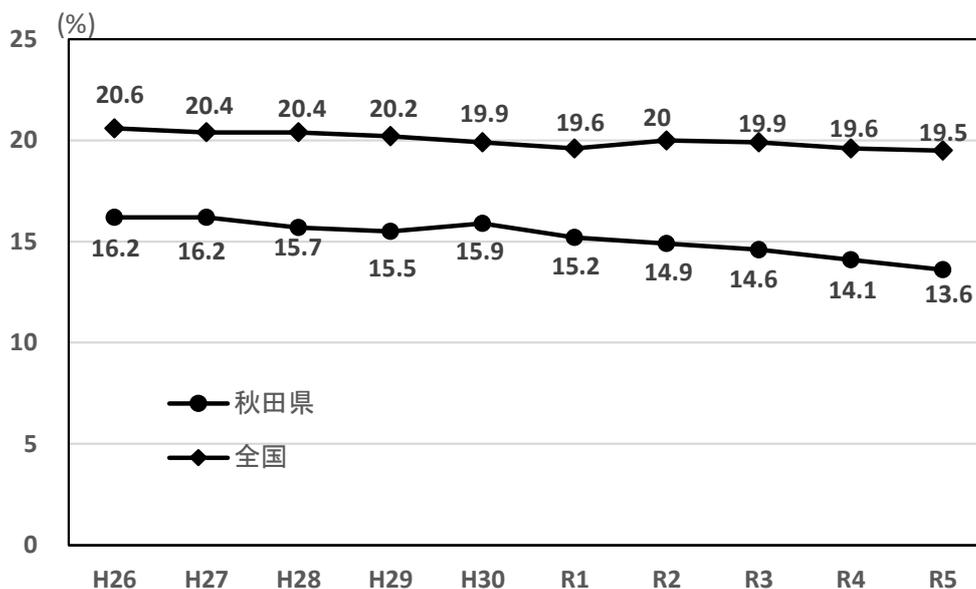


図 3-2-4 一般廃棄物のリサイクル率の推移

(オ) 最終処分量の状況

本県の一般廃棄物の最終処分量の推移は図3-2-5のとおりです。2023年度(令和5年度)は3万2千トンであり、近年横ばい傾向にあります。なお、このペースで処理が進んだ場合の一般廃棄物最終処分場の残余年数は30.4年となっています。

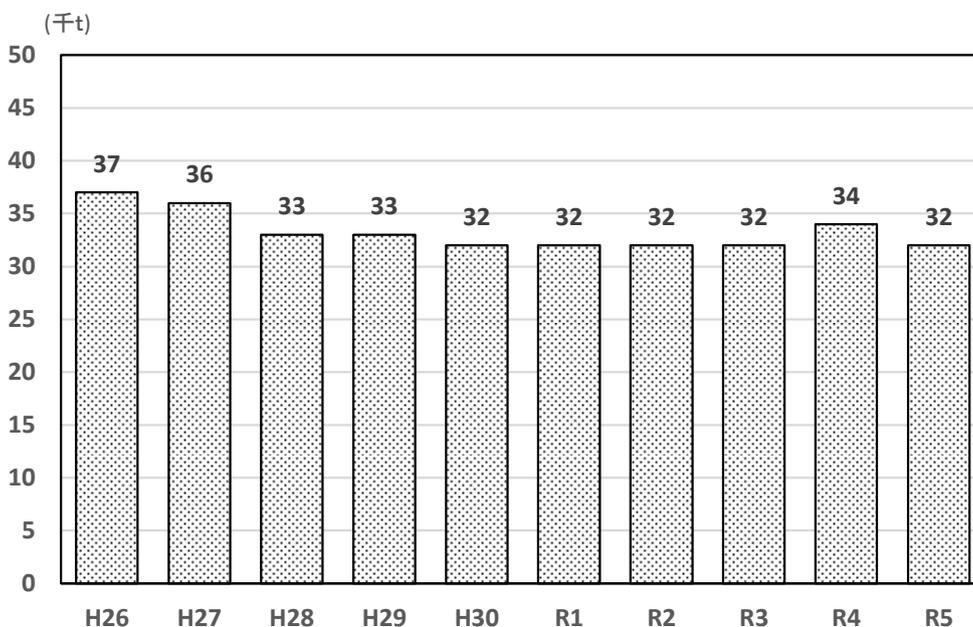


図 3-2-5 一般廃棄物の最終処分量の推移

(カ) 県民1人当たりのごみ処理事業経費の状況

県民1人当たりのごみ処理事業経費の推移は図3-2-6のとおりです。2023年度（令和5年度）は21,519円であり、このうち処理及び維持管理費は15,473円で、近年増加傾向にあります。

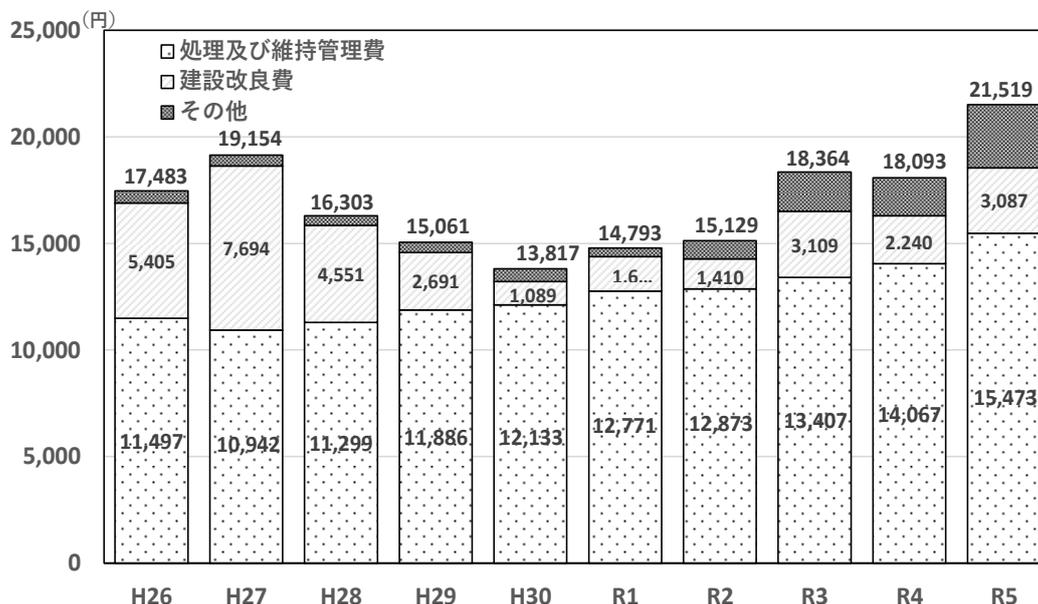


図3-2-6 県民1人当たりのごみ処理事業経費の推移

(キ) ごみの組成等

2023年度（令和5年度）の県内のごみ種類別排出割合は、図3-2-7のとおりです。混合ごみ25.2%、可燃ごみ51.5%、資源ごみ9.1%となっています。2018年度（平成30年度）と比較して大きな変動はありませんでした。

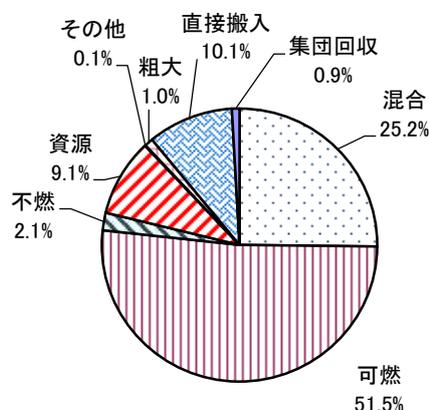


図3-2-7 令和5年度の県内のごみ種類別排出割合

(ク) 分別の状況

2023年度（令和5年度）の本県のごみ収集の平均分別数は表3-2-1のとおりです。分別することで、リサイクル率の向上や最終処分量の削減が期待されますが、平均分別数は9.1と全国平均値と比較すると約5つ少なく、全国第45位となっています。

表3-2-1 令和5年度のごみ収集の平均分別数*

	秋田県	全国
平均分別数	9.1	13.7

※各市町村の分別数の合計を市町村数で除した値

(ケ) 家庭系ごみ有料化の状況

本県の 2025 年度（令和 7 年度）末の家庭系ごみの有料化の状況は表 3-2-2 のとおりです。可燃ごみ及び混合ごみが 16 市町村、不燃ごみは 14 市町村となっています。

家庭系ごみの有料化は一般的に、経済的な動機づけが生まれることから、住民のごみの排出に関する意識が変わり、ごみ排出量の抑制や分別の促進による資源回収量の増加が期待されます。本県においても、可燃ごみの有料化を行っている 16 市町村の 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量の平均値は 636 g/人・日で、有料化を行っていない 9 市町村の 676 g/人・日より 40 g/人・日少ない状況となっています。しかし、粗大ごみを含め、いずれかのごみを有料化している市町村の割合は、本県は 72.0 %（18 市町村）であり、令和 5 年度の全国値 82.0 % と比較して 10.0 % 低い値となっています。

表 3-2-2 令和 7 年度の県内の家庭系ごみの有料化の状況

	可燃ごみ (混合ごみ*を含む)			不燃ごみ			粗大ごみ			左記のうちいずれかの有料化をしている市町村数
	有料	無料	収集無し	有料	無料	収集無し	有料	無料	収集無し	
合計	16	9	0	14	10	1	15	5	5	18

※ 混合ごみ：可燃または不燃を問わずに収集されるもの

(2) し尿処理状況

(ア) 汚水処理人口普及率の推移

汚水処理人口普及率の推移は図3-2-8のとおりです。下水道の整備により、県内の汚水処理人口は増加しています。

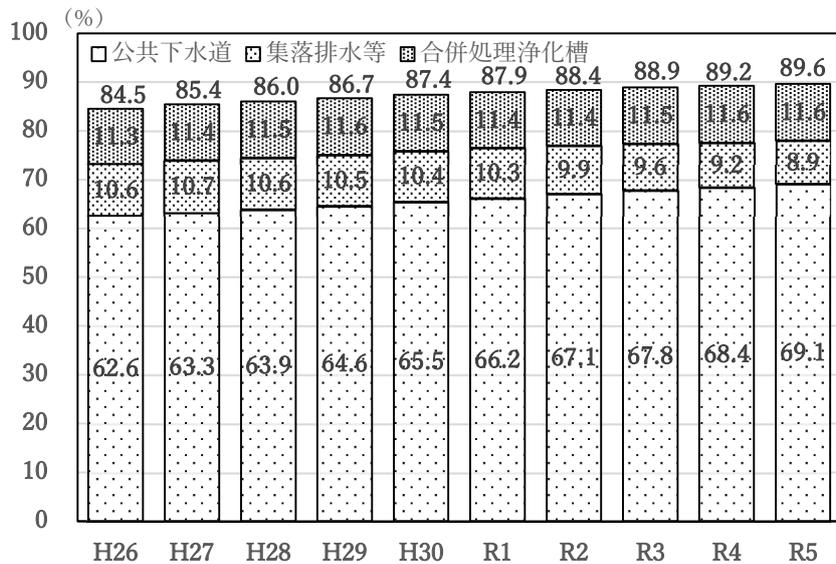


図 3-2-8 県内の汚水処理人口普及率の推移

(イ) し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は図3-2-9のとおりです。汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の処理量はいずれも減少していますが、合併処理浄化槽の普及は進んでいます。

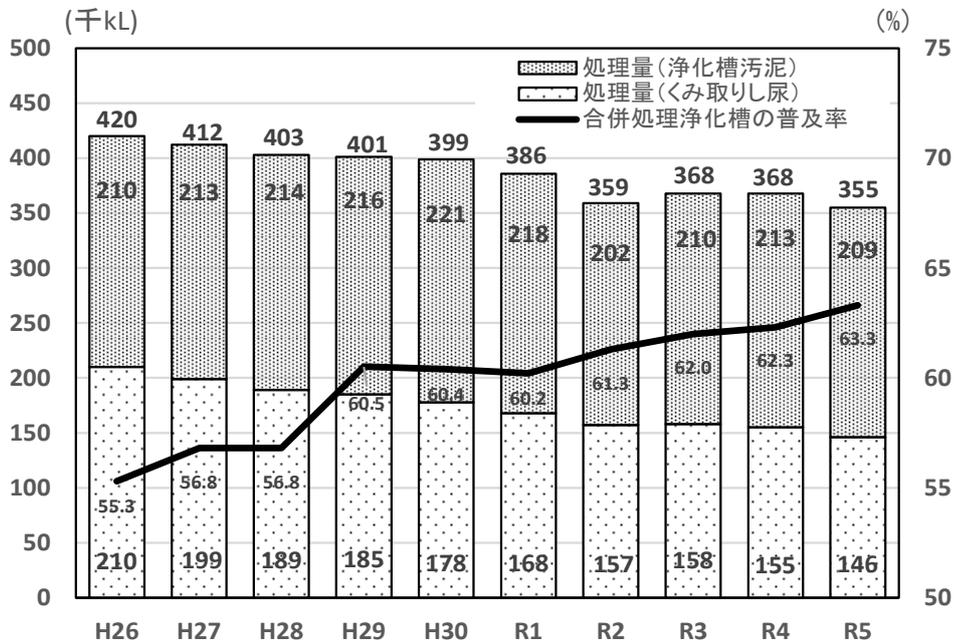


図 3-2-9 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

2 個別リサイクル法による取組

(1) 容器包装リサイクル法

県では、容器包装リサイクル法第9条の規定に基づき、2023年(令和5年)4月に秋田県容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する計画(第10期)を策定しました。計画期間は2023年度(令和5年度)から2027年度(令和9年度)までであり、3年ごとに計画の内容を見直すこととしています。県内の容器包装廃棄物の再商品化の取組については、この計画に基づき進めていくこととしています。

(2) 家電リサイクル法

家庭用に製造されたテレビ、エアコン(室外機を含む。)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機(以下「廃家電4品目」という。)は家電リサイクル法に基づき、市町村や家電の小売業者等が回収し、製造業者等によりリサイクルが図られる制度となっています。

廃家電4品目を、自治体の許可を得ること無く回収する不用品回収業者が全国で確認されており、県内でも存在が確認されています。このような業者が、引き取ったものを不法投棄や不適正処理した事例や、不適正なスクラップ処理による雑品スクラップの輸出により国内外において環境保全上の支障が生ずる懸念があることから、県では、このような業者に対し、国、市町村等の関係機関と連携して指導に当たっています。

また、小売業者の引取義務対象外品については、不法投棄や違法な廃棄物運搬業者への引渡し

等につながるおそれがあることから、市町村による回収体制の構築が求められています。

(3) 小型家電リサイクル法

県では、2006年度（平成18年度）から使用済小型家電の回収に取り組んでおり、2012年度（平成24年度）には小型電気電子機器リサイクルシステム構築社会実験の実施等、「小型家電リサイクル法」の先駆けとなる取組を進めてきました。2013年（平成25年）に同法が施行された後は、市町村に対して定期的な情報共有及び法制度への参加の働きかけを行い、現在、県内24市町村が小型家電のリサイクルを行っています。

(4) プラスチック資源循環促進法

県では、2022年度（令和4年度）からプラスチックごみを対象とした資源循環モデルの構築と社会実装に向け、大仙市及び美郷町でプラスチックごみ再商品化の実証試験を行うなどの支援を行ってきました。2024年（令和6年）11月29日、大仙市及び美郷町は、県内で初めてプラスチック資源循環促進法第33条に基づく「再商品化計画」について環境大臣・経済産業大臣の認定を受け、2025年度（令和7年度）から、両市町の全域において、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の一括回収・再商品化が開始されています。

3 ごみ処理施設の設置状況

(1) 焼却施設

県では、1999年（平成11年）3月に「秋田県ごみ処理広域化計画」を策定し、自治体が設置する焼却施設^{※1}について、県内を10ブロックに分け、2017年（平成29年）頃までに各ブロックに1施設、合計10施設に集約する計画を推進した結果、12ブロック13施設にまで集約化されました。

その後、平成31年3月に、環境省から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）が発出され、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画の策定と、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築の推進が求められたことから、県では、市町村の状況に合わせて柔軟に対応するため、令和3年9月に「秋田県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定しました。その計画では、広域化ブロックを12ブロックから9ブロックへと集約し、ごみ焼却施設の整備については、ブロックごとに1施設に集約することを目指しています。

※1 し尿処理施設に付帯する汚泥焼却施設を除く

表3-2-3 焼却施設の集約化の状況

秋田県ごみ処理広域化計画（H10～R2）					秋田県ごみ処理広域化・集約化計画（R3～）		
ブロック名	市町村名	焼却施設数			ブロック名	市町村名	焼却施設数 R6 末時点
		H10	H20	R2			
鹿角	鹿角市、小坂町	1	1	1	大館市・鹿角広域 行政組合ブロック	鹿角市、小坂町、 大館市	2
大館	大館市	1	1	1			
北秋田	北秋田市、 上小阿仁村	1	1	1	北秋田市ブロック	北秋田市、 上小阿仁村	1
能代・山本	能代市、藤里町、 三種町、八峰町	3	1	1	能代山本広域市町 村圏組合ブロック	能代市、藤里町、 三種町、八峰町	1
男鹿・南秋	男鹿市、潟上市、 五城目町、八郎 潟町、大潟村、 井川町	5	2	2	秋田市、潟上市、 八郎湖周辺清掃 事務組合ブロック	秋田市、男鹿市、 潟上市、五城目 町、八郎潟町、 大潟村、井川町	3
秋田	秋田市						
由利本荘・にかほ	由利本荘市、 にかほ市	3	3	2	由利本荘ブロック	由利本荘市	1
					にかほブロック	にかほ市	1
大仙・仙北	大仙市、仙北市、 美郷町	2	2	2	大曲仙北広域市町 村圏組合ブロック	大仙市、仙北市、 美郷町	2
横手	横手市	3	3	1	横手市ブロック	横手市	1
湯沢・雄勝	湯沢市、羽後町、 東成瀬村	2	1	1	湯沢雄勝広域市町 村圏組合ブロック	湯沢市、羽後町、 東成瀬村	1
施設数計		23	17	13	施設数計		13

(2) 資源化施設

2025年（令和7年）11月末現在の自治体が設置する稼働中の資源化施設数は、粗大ごみ処理施設数10施設、資源化等施設13施設、高速堆肥化施設2施設となっています。

(3) 最終処分場

2025年（令和7年）11月末現在の自治体が設置する稼働中の最終処分場は、33施設となっています。

(4) し尿処理施設

2025年（令和7年）11月末現在の自治体が設置する稼働中のし尿処理施設は、13施設となっています。

4 廃棄物処理に当たる市町村職員数

人口減少等により、廃棄物処理に当たる市町村職員の数は減少しています。

表 3-2-4 一般廃棄物（し尿を除く）処理に当たる県内の市町村職員数の推移

単位（人）	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 5 年度
市町村（一般職＋技術職）	323	257	224
一部事務組合等（一般職＋技術職）	45	46	40
合計	368	303	264

表 3-2-5 一般廃棄物（し尿）処理に当たる県内の市町村職員数の推移

単位（人）	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 5 年度
市町村（一般職＋技術職）	37	35	29
一部事務組合等（一般職＋技術職）	41	36	29
合計	78	71	58

5 課題

- 県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量が依然として全国平均を上回っており、現状を踏まえ、ごみ排出量削減の取組を推進していく必要があります。
- リサイクル率が依然として全国平均より低く推移しており、一般廃棄物のリサイクルに関する取組を促進していく必要があります。
- 事業系ごみの県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量が横ばい傾向で推移していることから、すべての業種において、排出される紙ごみや、産業廃棄物に該当しない木くずや食品廃棄物等の分別を徹底し、リサイクル事業者に引き渡す等の取組を進めていくことが必要です。
- 私たちの生活の中では、「ごみの排出を極力減らす」、「物を繰り返し使用する」、「必要なものを必要な分だけ購入する」、「食べ残しをしない」、「ごみの分別を徹底し資源化を心がける」といったライフスタイルへの転換と実践が重要です。
- 市町村では、食品ロス削減など排出者が取り組みやすい発生抑制の広報啓発に努めることが重要です。
- 市町村では、リサイクル資源として有用なものは分別して回収できるよう分別方法の見直しを図るとともに、ごみ処理の有料化を通じてごみ排出量の削減を進めていくことが重要です。
- 市町村では、民間企業と連携すること等により、住民にとって利便性の高いリユースを進めていくことが重要です。
- 市町村では、一般廃棄物処理に関わる職員が減少する中で、生活の基盤であるごみ処理サービスの提供を継続するため、周辺自治体等の関係機関との連携を強め、適正な人員の確保、収集や処理体制の整備を進めていく必要があります。また、処理先のない廃棄物が生じないように、必要に応じて周辺自治体との連携を図りながら、適正処理のルートを確保していくことも重要です。
- 市町村では、ごみ処理施設の整備について、施設更新等のタイミングを捉えて、エネルギー回収によるさらなる高効率化、資源循環の強化に対応した施設への更新・新設、廃棄物処理システムの脱炭素化を推進していくことが重要です。

- 県民のごみ削減意識の醸成と3Rの気運を高めるため、広報啓発活動や環境教育の強化が必要です。あらゆる世代やターゲットに対し、幅広く啓発することが重要です。
- ごみの減量化を図るため、リユースに関する取組を一層推進していく必要があります。
- リサイクルや資源循環に係る取組として、プラスチックごみの分別回収と再商品化の取組の強化が必要です。
- 家庭から排出された廃食用油を回収してSAF（Sustainable Aviation Fuel：持続可能な航空燃料）を製造するなど、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を促進する取組の推進が重要です。
- 3Rの取組を推進していくため、適正な一般廃棄物処理体制の構築と継続が必要です。
- 今後のごみ焼却施設の集約化は、県が主体となり、持続可能な適正処理の確保に向け人口減少を見据えて施設を集約する観点と、ごみ処理に係る経費や排出する温室効果ガスの削減の観点から、市町村と連携して進めていく必要があります。

第3節 産業廃棄物

1 排出状況（農業及び鉱業に係るものを除く）

（1）種類別の排出状況

種類別の排出量は、図 3-3-1 のとおりです。2019 年度（令和元年度）から減少傾向となっており、汚泥の減少量が最も大きく、それ以外のがれき類、ばいじん、鉱さいも減少傾向にありました。

2024 年度（令和 6 年度）の種類別の排出量が、最も多いのは汚泥 95 万 3 千トン（40.2 %）で、次いでがれき類 59 万 1 千トン（24.9 %）、ばいじん 37 万 2 千トン（15.7 %）、鉱さい 12 万トン（5.1 %）となっています。なお、汚泥は、排出量全体の 4 割以上を占めますが、搬出量は排出事業者自らによる脱水、乾燥、焼却等の処理により大幅に減量されるため、11 万 3 千トンと全体の 1 割程度となっています。

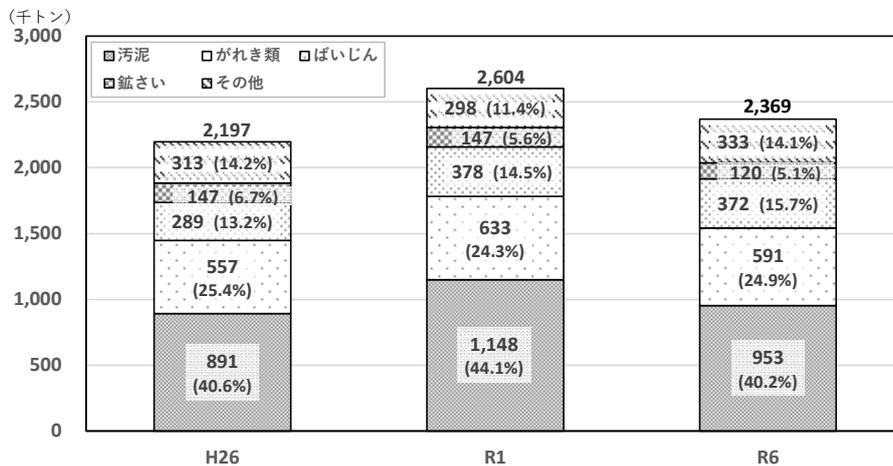


図 3-3-1 種類別排出量の推移

（2）業種別の排出状況

業種別の排出量は、図 3-3-2 のとおりです。本県の排出量の大半を占める電気・水道業、製造業、建設業の 3 業種は、2019 年度（令和元年度）からいずれも減少傾向となっています。

2024 年度（令和 6 年度）の業種別の排出量が最も多いのは電気・水道業 83 万 3 千トン（35.2 %）で、製造業が 76 万 7 千トン（32.4 %）、建設業 74 万 6 千トン（31.5 %）となっています。

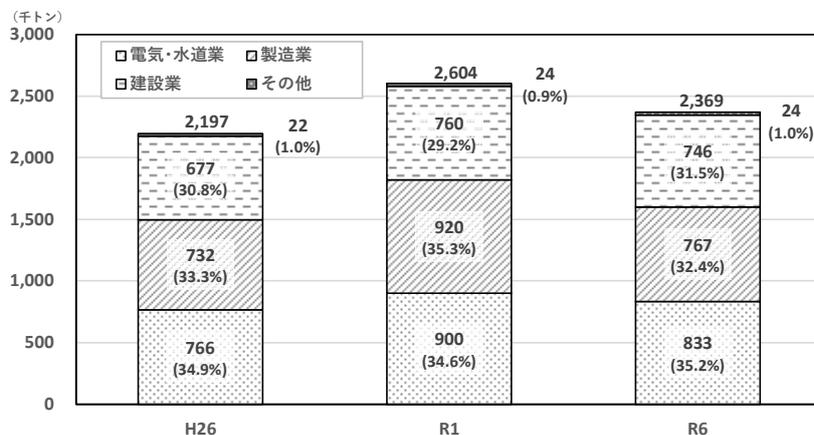


図 3-3-2 業種別排出量の推移

2 処理・処分の状況（農業及び鉱業に係るものを除く）

(1) 推移

処理状況の推移は、図 3-3-3 のとおりです。排出量と再生利用量は減少傾向にありますが、排出量に占める再生利用量の割合は、2014 年度（平成 26 年度）以降横ばいで推移しています。最終処分量は、2024 年度（令和 6 年度）は 41 万 5 千トンと、2014 年度（平成 26 年度）から 1 万 8 千トン増加しました。

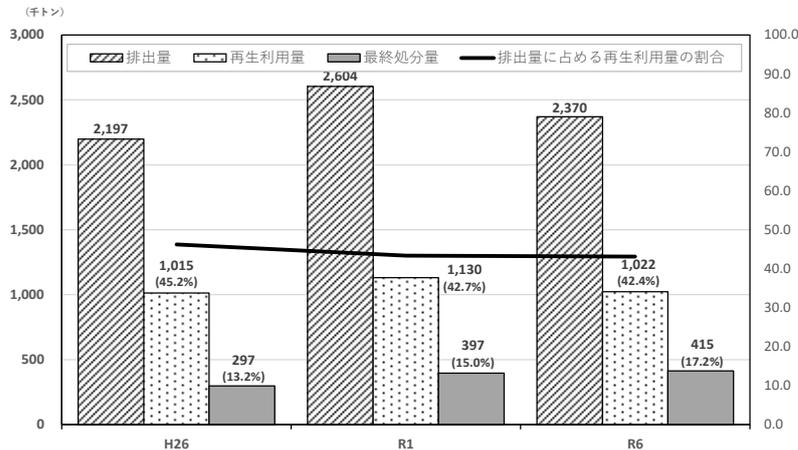


図 3-3-3 排出量と処理状況の推移

(2) 2024 年度の状況

2024 年度（令和 6 年度）の処理・処分の状況は図 3-3-4 のとおりです。県内の産業廃棄物の発生量は 260 万 6 千トンで、有償物 23 万 7 千トンを除く 236 万 9 千トンが廃棄物として排出されています。この排出量のうち、脱水や破砕、焼却等の中間処理量は 226 万 2 千トンで、中間処理により 93 万 3 千トンが減量されています。また、再生利用量は 102 万 2 千トン、最終処分量は 41 万 5 千トンとなっています。

種類別の再生利用量は、図 3-3-5 のとおりです。がれき類が 58 万 8 千トン（57.5%）で最も多く、次いでばいじんが 17 万 9 千トン（17.5%）、木くずが 7 万 4 千トン（7.2%）、汚泥が 5 万トン（4.9%）となっています。

種類別の最終処分量は、図 3-3-6 のとおりです。ばいじんが 19 万 4 千トン（46.9%）で最も多く、次いで鉱さいが 11 万 6 千トン（28.0%）、燃え殻が 3 万 9 千トン（9.4%）、汚泥が 2 万 6 千トン（6.3%）となっています。

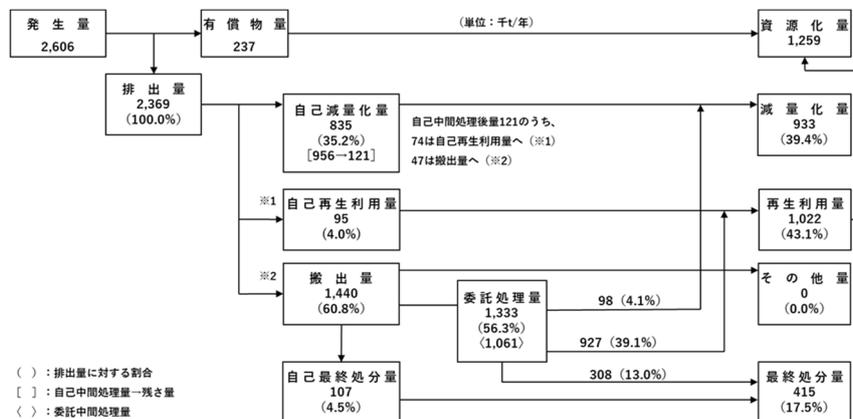


図 3-3-4 令和 6 年度の処理・処分の状況

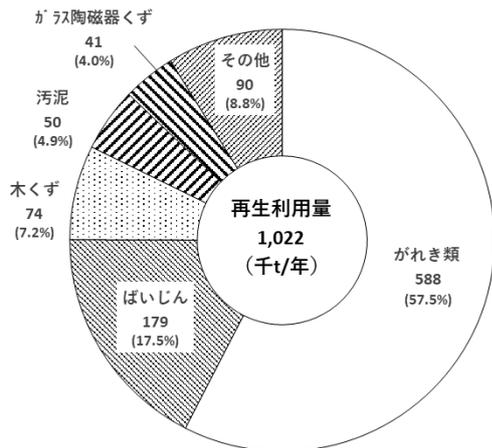


図 3-3-5 令和6年度の種別再生利用量

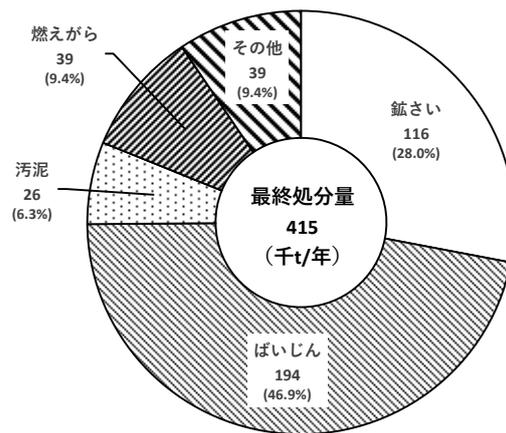


図 3-3-6 令和6年度の種別最終処分量

3 農業及び鉱業に係るものを含めた状況

(1) 農業及び鉱業の排出量

2024年度(令和6年度)の農業及び鉱業からの排出量は、表3-3-1のとおりと推計されます。

農業から排出される産業廃棄物は、畜産農業から発生する家畜ふん尿と施設園芸等から排出される廃プラスチック類です。

鉱業から排出される産業廃棄物は、砂利洗浄等から発生する汚泥、砕石くず等の鉱さい等であり、汚泥、鉱さいの処理は、埋め戻し材等としてほぼ全量が再生利用されています。

表 3-3-1 令和6年度の農業及び鉱業から排出される産業廃棄物

区分	農業		鉱業	合計
	動物のふん尿	廃プラスチック類	汚泥	
排出量(千トン)	972	1	37	1,053

(2) 農業及び鉱業を含めた種別及び業種別排出量

2024年度(令和6年度)の種別別の排出量は図3-3-7のとおりです。汚泥が99万トン(29.3%)で最も多く、次いで農業から排出される動物のふん尿が97万2千トン(28.8%)となっています。

2024年度(令和6年度)の業種別の排出量は図3-3-8のとおりです。農業が97万3千トン(28.8%)で最も多く、鉱業は3万8千トン(1.1%)となっています。

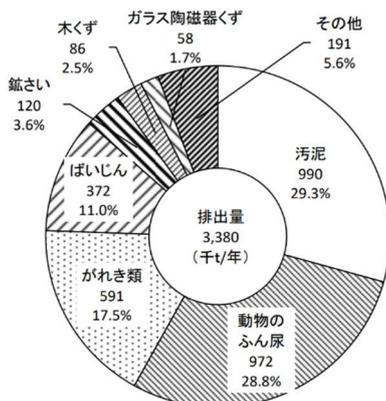


図 3-3-7 令和6年度の種別別排出量

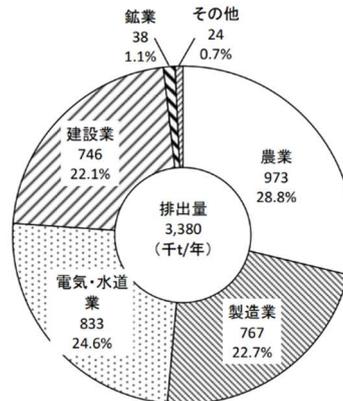


図 3-3-8 令和6年度の業種別排出量

(3) 処理・処分の状況

農業及び鉱業を含む 2024 年度（令和 6 年度）の県内の産業廃棄物の発生量は 361 万 7 千トンで、有償物 23 万 7 千トンを除く 338 万トンが廃棄物として排出されています。このうち、再生利用量は 162 万 8 千トン、最終処分量は 41 万 6 千トンとなっています。

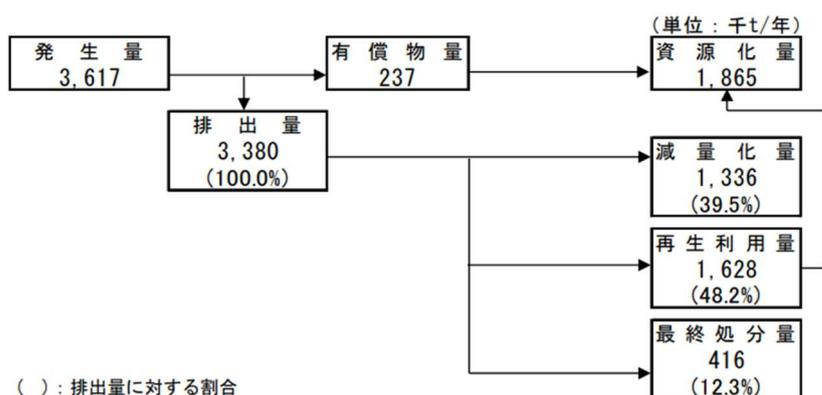


図 3-3-9 令和 6 年度の農業及び鉱業を含めた処理・処分状況

4 広域処理の状況

産業廃棄物処理実績報告による 2024 年度（令和 6 年度）の県外から搬入された産業廃棄物搬入量は、17 万 4 千トンであり、うち中間処理されたものが 16 万 3 千トン、最終処分されたものが 1 万 1 千トンとなっており、関東からの搬入量が全体の約半分を占めています。引き続き、条例に基づく事前協議を行うこと等により、適正な処理の促進を図ります。

一方、県内で発生し県外に搬出された産業廃棄物の量は、2024 年度（令和 6 年度）において 20 万 5 千トンであり、うち中間処理された量が 20 万 3 千トンと最終処分された量は 2 千トン未満となっています。

5 処理施設の設置状況

(1) 産業廃棄物処理施設数

2024 年度（令和 6 年度）の産業廃棄物処理施設数は表 3-3-2 のとおりです。中間処理施設は 275 施設が設置されており、そのうち、再資源化を目的とした木くず又はがれき類の破碎施設が 172 施設となっています。最終処分場は 19 施設あり、残余容量は 565 万 3 千 m³ となっています。事業者及び産業廃棄物処分業者の産業廃棄物処分実績報告の埋立量（一般廃棄物の処分実績を含む最終処分場あり）から残余年数を算定すると、2024 年度（令和 6 年度）末で約 14.5 年分となっています。

表 3-3-2 令和 6 年度の産業廃棄物処理施設数（法許可対象施設）

区分	施設の種類	許可施設数		
		計	県	秋田市
中間処理	汚泥の脱水施設	19	12	7
	汚泥の乾燥施設（機械）	1	0	1
	汚泥の乾燥施設（天日）	2	1	1
	汚泥の焼却施設	9	4	5
	廃油の油水分離施設	2	1	1
	廃油の焼却施設	8	3	5

	廃酸又は廃アルカリの中和処理施設	3	2	1
	廃プラスチック類の破砕施設	34	23	11
	廃プラスチック類の焼却施設	12	7	5
	木くず又はがれき類の破砕施設	172	138	34
	汚泥のコンクリート固型化施設	1	1	0
	水銀を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0
	シアン化合物の分解施設	2	0	2
	焼却施設(汚泥・廃油・廃プラ除く)	10	5	5
	中間処理計	275	197	78
最終処分	安定型処分場	7	3	4
	管理型処分場	12	10	2
	最終処分計	19	13	6

(2) 公共設置の最終処分場の整備

本県では、県営の産業廃棄物最終処分場である秋田県環境保全センターを1976年(昭和51年)に設置し、県内の事業者が排出する産業廃棄物の適正処理を補完しています。現在は、2020年(令和2年)5月に整備されたD区Ⅱ期処分場を供用しています。なお、D区Ⅱ期処分場での2024年度(令和6年度)の最終処分量は57,758トンであり、主に廃石膏ボードや汚泥といった再生利用が難しい品目を受入れています。

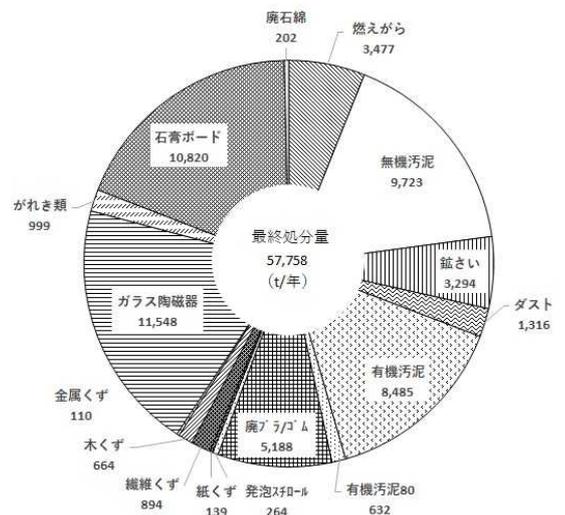


図 3-3-10 令和6年度の秋田県環境保全センターの処理実績

6 個別リサイクル法

(1) 建設リサイクル法

関係機関が連携して解体工事現場等のパトロールを実施し、解体工事等における分別解体や特定建設資材の適正処理を推進します。

引き続き、分別解体等の徹底、特定建設資材の再資源化等を促進していきます。

(2) 自動車リサイクル法

本県は、鉱山関連産業により培った技術を有している企業により、これまでも自動車部品から白金等の貴金属を取り出す等のリサイクルが推進されてきました。これらの技術や事業基盤は、引き続き本県のリサイクル産業の振興において重要であり、ハイブリッド車、電気自動車のリチウムイオンバッテリー等への対応を含め、その技術的発展と事業展開が期待されます。

脱炭素社会構築に向けた資源循環システム化の動きが加速する中においては、製造業者やリ

サイクル業者等の連携による高品質な再生材の利用拡大に向けた取組が求められていることから、適正処理とリサイクル推進の両方の観点から、情報の収集と必要な対応を図っていきます。

(3) 再資源化事業等高度化法

2024年（令和6年）5月に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法）」が成立・公布され、2025年（令和7年）2月に一部が施行され、同年11月に全体が施行されました。

同法においては、脱炭素化及び再生資源の質と量の確保等の資源循環に係る取組の一体的な促進のため、「①事業形態の高度化」、「②分離・回収技術の高度化」、「③再資源化工程の高度化」の3つの類型による認定制度が創設されました。

国一括による認定制度ではありますが、再資源化事業等の高度化促進のための措置を講ずるよう努めていきます。

7 課題

- 排出量や最終処分量は経済状況や社会情勢の影響を受ける側面もありますが、産業廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものは循環資源として再使用、再生利用、熱回収の順に循環資源として有効利用することにより、廃棄物の減量化と循環的な利用を推進していく必要があります。
- 排出事業者、処理業者に対する監視・指導の徹底と研修の充実等により適正処理を確保する必要があります。
- 地域経済を支える重要な産業として、安定かつ適正な廃棄物処理体制を維持していくために、将来を担う廃棄物の処理に精通した人材を確保していく必要があります。
- 電子マニフェストの導入による事務の効率化や情報管理の合理化を進める必要があります。
- 優良認定事業者が選定されるためのインセンティブが必要とされています。
- 産業廃棄物の処理施設は、民間事業者による施設整備を基本としつつ、整備が進みにくい最終処分場等については、公共関与により整備を図る必要があります。
- 事業者が、事業活動全般について環境配慮を行い、環境への負荷の低減を図るため、環境マネジメントシステムの導入を促進する必要があります。
- 県民1人1日当たりのごみ排出量を削減するため、産業廃棄物のみならず、事業活動に伴って排出される一般廃棄物についても、ごみ減量に向けた取組が必要です。

第4節 廃棄物の適正処理の推進

1 不法投棄

県内の不法投棄の新規発見件数は、2013年（平成25年）以降概ね減少傾向にあります。発見された不法投棄のほとんどは一般廃棄物であり、市町村や警察等と連携を図り、投棄者への指導や廃棄物の撤去に努めています。

不法投棄の防止対策として、保健所に配置している環境監視員による巡回監視やヘリコプターによるパトロール等を行っているほか、県民、事業者、行政等が一体となった不法投棄廃棄物の撤去活動を展開し、不法投棄の現状を確認、PRすることで、不法投棄の未然防止を図るための啓発活動を実施しています。

表3-4-1 不法投棄新規発見箇所数の推移

年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
不法投棄 発見箇所 数	秋田県	98	79	70	61	38	40	44
	秋田市※	43	53	42	36	47	44	51

※出典 秋田市ホームページ「不法投棄の状況と処罰結果」

2 不適正処理（能代産廃ほか）

排出事業者、処理業者に対する監視により、不適正な処理が行われていた際は指導を徹底するほか、研修を実施することにより、廃棄物の適正処理を推進しています。

また、旧能代産業廃棄物処理センターについては、国の支援を得ながら、汚水処理等の環境保全対策を実施するとともに、周辺のモニタリングにより周辺の沢や地下水の水質の状況を継続して監視しています。

3 有害廃棄物（PCB、水銀、廃石綿等）

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物は、その濃度や種類によって処分の期間が定められており、処理するまでの間は適正保管が義務づけられています。本県では、「秋田県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、使用中のPCB含有機器も含めて期間内に処理が完了するよう、保管中又は使用中の事業者に対する指導、保管や処理に関する情報提供等により確実かつ適正な処理を推進しています。

廃石綿や石綿含有廃棄物については、法律や国のマニュアル等を遵守して適正に処理されるよう、立入検査等により排出事業者や処理業者への指導を徹底しています。

水銀廃棄物については、「水銀に関する水俣条約」の採択に伴い改正された廃棄物処理法に基づき、排出事業者や処理業者に対し、処理基準の遵守を指導するとともに、市町村による水銀使用製品に係る分別回収を推進するため、市町村に対する情報提供を行っています。

4 有害使用済機器

本来の用途で使用を終了した電気・電子機器等は、不適正な取扱いを受けやすく、その場合には生活環境の保全上の支障が生ずるおそれもあります。これらの機器等は有価性を有する場合があることから、必ずしも廃棄物とは判断できない場合があるため、2017年（平成29年）6月の廃棄物処理法の一部を改正する法律において、廃棄物以外の使用済みの機器についても有害使用済機器として位置づけ、保管又は処分を業として行う者に都道府県知事等への届出、処理基準の遵守等が義務づけられました。有害使用済機器は、有害廃棄物等の輸出に係る規制が適用されることや元々家庭で使用されていた機器が多いことから、県では国や市町村と連携して事業者に対する指導を行っています。

5 海岸漂着物等

海岸には年間を通じて多くのごみ等が漂着し続けており、海岸の景観や環境、地域住民の生活や地域の経済活動に影響をもたらしています。県では、2011年（平成23年）に「秋田県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定し、その後、2016年（平成28年）、2021年（令和3年）と5年ごとに計画の見直しを行い、関係機関等と連携しながら、重点区域における海岸漂着物等の回収・処理と海岸漂着物等の発生抑制の広報啓発を実施しています。

6 災害廃棄物処理

県では、災害廃棄物処理の体制整備として、県内市町村や一般社団法人秋田県産業資源循環協会、秋田県環境整備事業協同組合と災害時の協力協定を締結しています。2017年（平成29年）7月の雄物川流域の大雨災害や2023年（令和5年）7月の大雨災害では、協定に基づき、一般社団法人秋田県産業資源循環協会に災害廃棄物の処理について協力を要請しました。

また、災害廃棄物処理についての県の基本的な考え方、処理方法等を示した秋田県災害廃棄物処理計画を2018年（平成30年）に策定し、その後、災害の激甚化や令和5年7月の大雨災害、少子高齢化等の社会情勢の変化を踏まえ、2024年度（令和6年度）に計画を改定しました。なお、県内市町村は、2020年（令和2年）4月までに全市町村が市町村災害廃棄物処理計画の策定を完了し、大規模災害時における迅速かつ適切な処理体制の構築を進めています。

さらに、2018年（平成30年）以降、県及び市町村の廃棄物担当者に対し、災害廃棄物処理に関する研修を実施し、災害廃棄物に対応する人材の育成を図っています。

7 課題

- 不法投棄や不適正処理を未然に防止するため、不法投棄の監視体制を維持するとともに、排出事業者、処理業者への指導により適正処理を推進する必要があります。
- 旧能代産業廃棄物処理センターについては、地下水や周辺の沢が環境基準を超過している状況にあるため、当面の間、汚水処理等の環境保全対策を継続する必要があります。
- 石綿やPCB、水銀等の有害物質を含む廃棄物については、適正な管理及び処理が行われるよう監視・指導の徹底を図る必要があります。
- 市町村は、水銀廃棄物の分別収集体制の構築等、処理先のない廃棄物が生じないように、必要に応じて周辺自治体との連携を図りながら適正処理のルートを確保していくことが必要です。
- 有害使用済機器等については、適正な保管及び処理が行われるよう監視・指導の徹底を図る必要があります。
- 海岸漂着物等の多くは陸地で発生したごみが河川等を通じて海洋へ流出したものであることから、市町村とも連携して、海洋への流出を防ぐ発生抑制の取組が必要です。ポイ捨て等の不法投棄が海岸漂着物の発生に関わっているとの認識を持ってもらうため、情報発信や環境教育を通して県民の環境意識を向上させることが必要です。
- 近年、温暖化の影響と考えられる大雨災害が頻発し、今後も頻発化や激甚化が懸念されることから、市町村や廃棄物処理事業者との連携体制の強化や人材の育成等、災害廃棄物処理体制を強化していくことが必要です。

第5節 地域循環共生圏の形成

1 農林業系から排出されるバイオマス

(1) 木質バイオマスの利活用の状況

2012年（平成24年）7月に、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が施行されて以降、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）を活用する木質バイオマス発電施設が増えたことや、木質バイオマスボイラー等の熱利用施設の整備も行われています。

新たな木質バイオマス発電所の建設が今後も予定されている等、県内の林地残材などの未利用材の需要は高まっています。

(2) 農業系から排出されるバイオマスの利活用の状況

農業においては、ほ場の地力維持・増強のため、良質な有機質資材の確保が必要とされていることから、市町村や農業協同組合等と連携して家畜排せつ物の適正な処理を推進し、良質な堆肥の供給を進めるとともに、稲わらのすき込みを促進しています。もみ殻については、堆肥資材や暗渠、畜舎敷材等に広く活用されているほか、近年では、土壌中への炭素固定を可能としたバイオ炭の原料としての活用も進められています。また、畜産業においては、堆肥化処理施設等の整備が進められています。

2 プラスチックごみの再商品化に向けた事業の状況

県では、2022年度（令和4年度）からプラスチックごみを対象とした資源循環モデルの構築と社会実装に向け、大仙市及び美郷町でプラスチックごみ再商品化の実証試験を行うなどの支援を行ってきました。2024年（令和6年）11月29日、大仙市及び美郷町は、県内で初めてプラスチック資源循環促進法第33条に基づく「再商品化計画」について環境大臣・経済産業大臣の認定を受け、2025年度（令和7年度）から、両市町の全域において、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の一括回収・再商品化が開始されています。

3 食品廃棄物削減に向けた事業の状況

(1) 食品廃棄物

県内では、生ごみをメタン発酵させ発生したバイオガスを利用した発電事業が行われているほか、品質が一定の食品廃棄物の一部では飼料化や肥料化によるリサイクルが図られています。

また、令和3年6月から全ての食品事業者に対して義務化されたHACCPに沿った衛生管理は、食品の安全性や信頼性の確保につながるだけでなく、製造段階や回収等で排出される食品廃棄物量の削減に寄与することも期待されることから、HACCPに沿った衛生管理の導入や適切な実施について、講習会の実施や巡回指導等により助言・指導を行っています。

(2) 食品ロス

県では、食品ロス削減月間（10月）や食べ残しが生じやすい忘新年会の時期に、各種媒体に

よる啓発や「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」と連携した全国キャンペーンとして「食べきり」を呼びかけたほか、県民に対して、人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及啓発を進めています。

4 生活排水処理の広域共同化と汚泥の利活用

県では、今後の人口減少社会を見据えて、「あきた循環のみず推進計画 2016～秋田県生活排水処理構想（第4期構想）～」に基づき、下水道とし尿処理施設の集約化等、市町村と共同で生活排水処理の広域化・共同化を進めています。

循環型社会形成の一環として、下水道から生じる資源やエネルギーの利活用を推進しており、処理施設から発生した汚泥を再資源化して利活用を図るため、2020年度（令和2年度）から県北地区広域汚泥資源化施設が、2025年度（令和7年度）からは、県南地区広域汚泥資源化施設が稼働し、土壌改良のための補助材料や肥料として利活用が進められています。また、県央地区でも汚泥の資源化事業の検討が進められています。

また、合併処理浄化槽の普及促進、適正な維持管理の推進及び法定検査受検率の向上を図るため、関係団体と連携し、「浄化槽の日（10月1日）」に合わせ県ウェブサイト等で普及啓発を行っています。

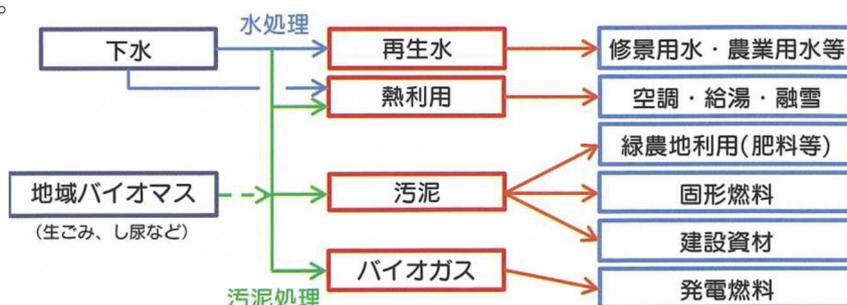


図 3-5-1 下水道から生じる資源やエネルギーの利活用

出典：秋田県下水道事業経営戦略（本編）

5 循環型社会ビジネスの推進

循環型社会ビジネスとは、循環型社会の形成に貢献するビジネスのことを指します。循環型社会の形成推進には、リサイクル産業等の循環型社会ビジネスの振興を図ることが不可欠です。

(1) リサイクル産業の振興

県では、2011年（平成23年）に「秋田県環境調和型産業集積推進計画（秋田エコタウンプラン）」を策定し、国や民間企業等と連携して、レアメタル等の金属資源リサイクルや廃プラスチック類のリサイクル等の促進に取り組んできました。特に、レアメタル等の金属資源リサイクルについては、この取組の結果を踏まえて2013年（平成25年）に小型家電リサイクル法が制定されました。

また、2022年（令和4年）には「秋田県環境・リサイクル産業集積推進計画（第3期秋田エコタウンプラン）」を策定し、引き続き、小型家電の広域処理による効率的なリサイクルを推進しているほか、廃太陽光パネルからのレアメタル等のリサイクル技術の開発、県内の火力発電所から排出される石炭灰の有効利用、リチウムイオン電池をはじめとする電池の適切な回

収・リサイクル方法の検討等を実施しています。

(2) 秋田県認定リサイクル製品の普及

リサイクル産業の育成並びに資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化を図り、循環型社会の形成に資することを目的として、2004年（平成16年）に「秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例」が施行されました。

県では、リサイクル製品の認定及び利用促進のため、秋田県認定リサイクル製品普及モデル事業や県内イベントへの出展等を実施し、県民へのPR等の普及活動に努めています。

(3) 環境に配慮した事業の推進

廃棄物処理法では、事業者は、事業活動に伴って自ら排出した廃棄物に関しては責任をもって処理すること、いわゆる「排出者責任」が課せられています。また、各種リサイクル法では、製品の生産者は、製造や流通についてだけでなく、製品が使用され、廃棄された後の適正な処理やリサイクルの段階まで、一定の社会的、経済的責任を負うという「拡大生産者責任」の考え方が示されています。

事業活動を行うに当たっては、持続可能な社会の構築に向けて環境負荷をできる限り低減することが求められており、持続的な経済成長のためにも、環境に配慮した取組を推進して健全な市場を形成していくことが必要です。近年、企業の社会的責任(CSR)についての理解が進み、その一環として、社会的な要請に応えるために多くの企業が環境活動を行っているほか、ISO14001等の環境マネジメントシステムの認証を取得し、環境負荷の低減に取り組んでいます。また、県の事務事業における率先行動として、物品等調達の際にグリーン購入を促進しています。

6 課題

- 稲わらやもみ殻、林地残材、家畜排せつ物、下水道汚泥等の各バイオマス資源について、それぞれの性質を踏まえた利活用を促進していく必要があります。また、国では、循環経済への移行に向けて、3R+Renewable（再生可能資源への転換）等といった様々な取組・手法を掲げており、新たな資源循環の創出や、循環資源の排出者とリサイクル事業者が有機的に連携するネットワークの構築に向けた取組を推進する必要があります。
- プラスチックごみについて、県民、自治体、事業者等が主体となって3Rの取組等それぞれの立場でできることを実践しつつ、各主体が連携してプラスチックを回収し再生利用する体制の構築、プラスチックから循環資源への代替の促進が必要です。
- 食品ロスについて、県民1人ひとりが、日常生活や事業活動と深く関わっていることを認識し、削減に向けて取り組むため、普及啓発や消費者教育を通して県民の意識の向上を図る必要があります。
- 1人1日当たりのごみ排出量を削減するため、産業廃棄物のみならず、事業活動に伴って排出される一般廃棄物についても、ごみ減量に向けた取組が必要です。特に、食品廃棄物については、県民、事業者、自治体等の主体が3Rの取組等それぞれの立場でできることや、各

主体が連携して食品ロスの発生を抑制しつつ、廃棄される食品はバイオガス発電や堆肥等に再生利用される体制を構築していくことが必要です。

- 今後、太陽光パネル等が有用なリサイクル資源となるよう、技術開発や試験研究を進めていくことが必要です。また、2026年（令和8年）4月施行の改正資源有効利用促進法では、事業者が製品回収とリサイクルを義務づける「指定再資源化製品」に、小型リチウム蓄電池を内蔵したモバイルバッテリー等の3品目が追加される方針である等、リチウムイオン電池のリサイクル・循環利用のための仕組みづくりを進めていくことが必要です。
- 各々が持続可能な社会の構築に向けて環境負荷をできる限り低減するよう、環境に配慮した事業の推進に努め、個々の事業者での取組が難しいものについては、事業者団体での取組により、新規の事業展開がなされることを推進していくことが必要です。

第6節 第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画の評価

1 目標の達成状況

第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画（以下「第4次計画」という。）では、各目標について、計画期間が満了する2025年度（令和7年度）の目標値のほかに、改定の際に適切な評価・検討を行うため、2023年度（令和5年度）の目標値として中間目標値を設定しています。

(1) 基本目標（循環利用率）

(ア) 入口側の循環利用率

産業廃棄物の循環利用量が増加した一方、総物質投入量が減少したことなどから、2023年度（令和5年度）の値は13.6%となり、2018年度（平成30年度）から3.1ポイント増加し、中間目標値を達成し、2025年度（令和7年度）の目標値をも上回っています。

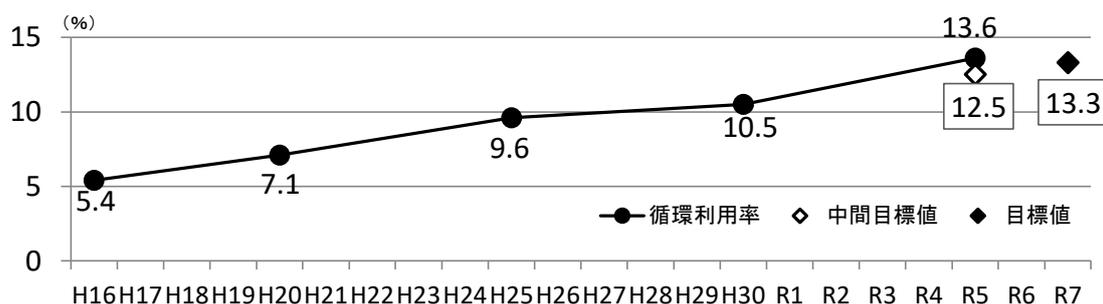


図3-6-1 入口側の循環利用率の推移

(イ) 出口側の循環利用率

産業廃棄物の循環利用量が増加した一方、廃棄物等の発生量が減少したことなどから、2023年度（令和5年度）の値は43.1%となり、2018年度（平成30年度）から7.3ポイント増加し、中間目標値を達成し、2025年度（令和7年度）の目標値をも上回っています。

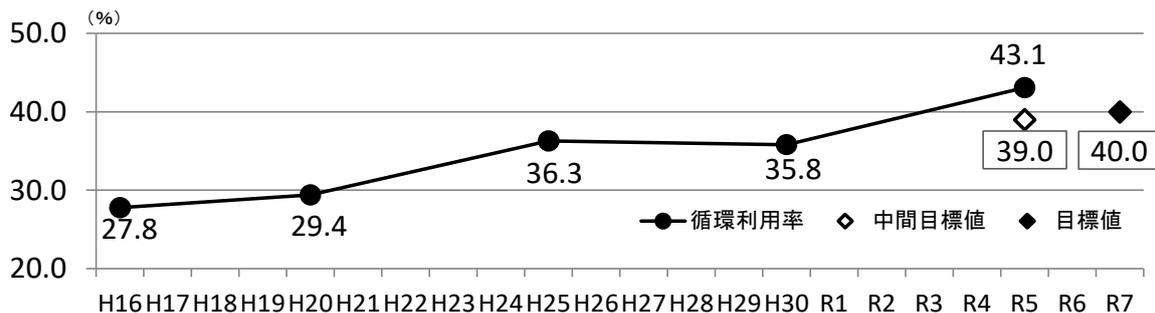


図3-6-2 出口側の循環利用率の推移

(2) 一般廃棄物に関する数値目標

(ア) 県民1人1日当たりのごみ排出量

近年横ばい傾向にありましたが、2023年度（令和5年度）の値は957 gとなり、中間目標値950 gを7 g超過しましたが、例年よりも減少しました。

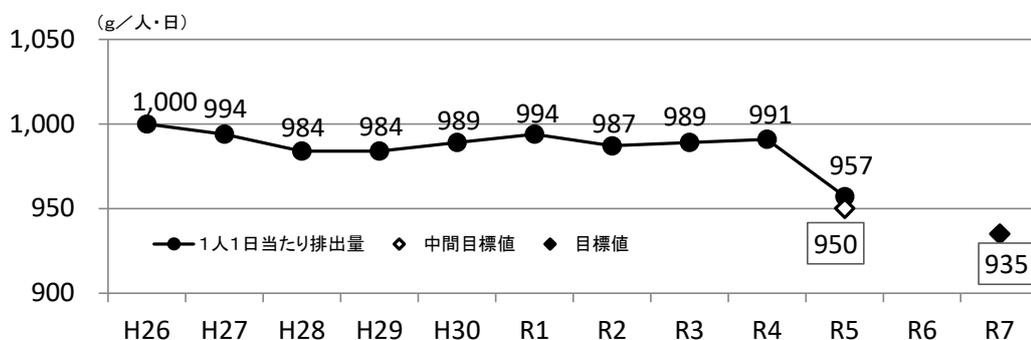


図3-6-3 県民1人1日当たりのごみ排出量の推移

(イ) 最終処分量

2023年度（令和5年度）の値は3万2千トンとなり、中間目標値2万9千トンを達成できませんでした。近年横ばい傾向にあり、2025年度（令和7年度）の目標値の達成も難しい見通しです。

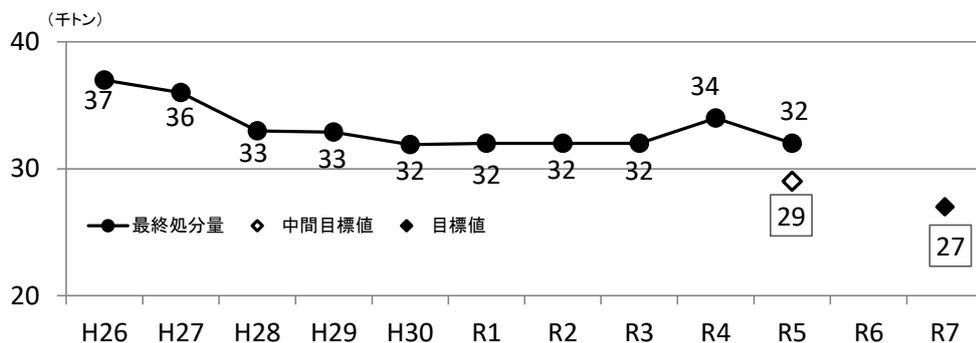


図3-6-4 一般廃棄物の最終処分量の推移

(3) 産業廃棄物に関する数値目標

(ア) 排出量（農業及び鉱業からに係るものを除く）

2023年度（令和5年度）の値は249万8千トンとなり、中間目標値266万トンを達成し、2025年度（令和7年度）の目標値268万トンをも下回っています。

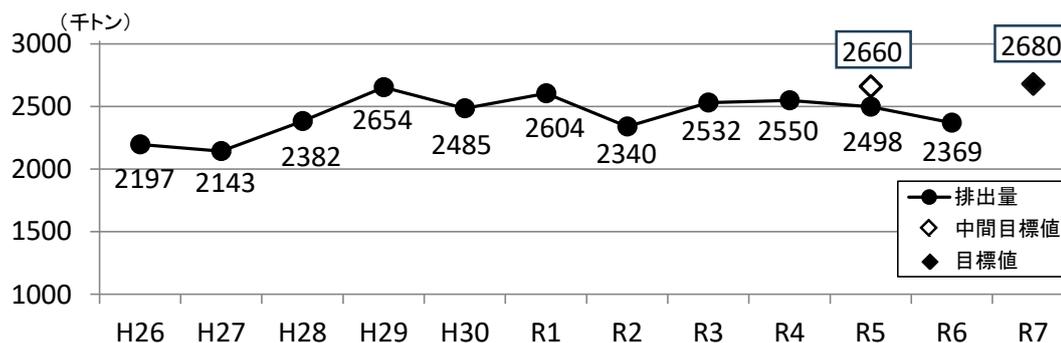


図3-6-5 産業廃棄物の排出量の推移

(イ) 最終処分量（農業、鉱業からの廃棄物を除く）

建設業でのがれき類等の循環利用量が増加したことなどから、2023年度（令和5年度）の最終処分量は39万トンとなり、中間目標値39万4千トンを達成しました。しかし、2024年度（令和6年度）の値は、電気・水道業の最終処分量が増加した影響を受け41万5千トンとなり、2025年度（令和7年度）の目標値を超えています。

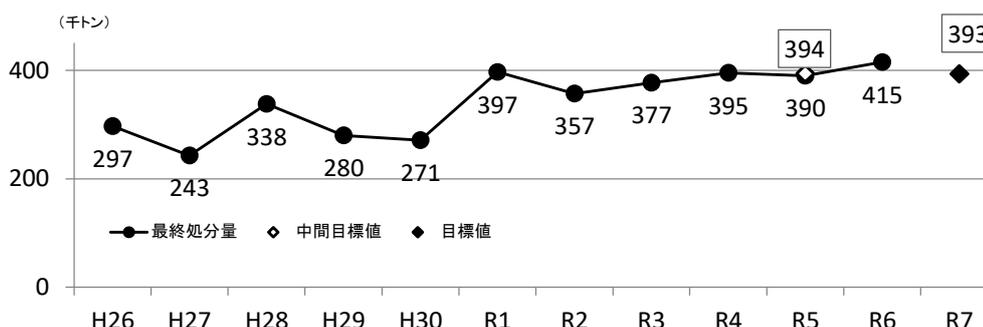


図3-6-6 産業廃棄物の最終処分量の推移

2 施策の進捗状況

第4次計画では、循環型社会の形成に向けて次の4つの施策の方向性を示し、取組を進めてきました。

- (1) 家庭における環境を意識した行動の定着
- (2) 事業活動における環境配慮の取組の推進
- (3) 廃棄物処理体制の確保
- (4) 協働による課題への統合的な取組

また、庁内会議において施策の方向性の進捗状況を把握していくためのモニタリング指標を設定しており、第4次計画で設定したモニタリング指標とその推移は表3-6-1のとおりです。

「(1) 家庭における環境を意識した行動の定着」では、食品ロス削減に関する啓発や環境学習の取組等により、モニタリング指標①家庭系ごみの1人1日当たりの排出量が減少するなど、着実な成果を見せています。

「(2) 事業活動における環境配慮の取組の推進」では、環境・リサイクル産業への支援の取組等により、モニタリング指標⑤産業廃棄物の再生利用率が増加するなど、循環型社会ビジネス

の推進に寄与してきました。一方、市町村の資源化施設への資源物の搬入量が減少（例：ペーパーレス化の影響による紙類の搬入量が減少、PETボトル普及によるガラス類の減少等）したこと等により、モニタリング指標⑥一般廃棄物リサイクル率が漸減傾向にある等の課題があります。

「(3) 廃棄物処理体制の確保」では、不法投棄未然防止の普及啓発によりモニタリング指標⑨不法投棄新規発見箇所数は減少し、モニタリング指標⑦産業廃棄物処理業者における優良認定事業者数が順調に増えていることから、県内の産業廃棄物の適正処理や優良な処理業者の育成は順調に進み、廃棄物の適正処理が進んでいます。また、モニタリング指標⑧生活排水系汚泥の利活用率は近年横ばいで推移していますが、下水汚泥及びし尿汚泥の再資源化施設が2020年度（令和2年度）に県北地区で、2025年度（令和7年度）に県南地区で、それぞれ運用を開始するなど、汚泥の利活用が進められています。

「(4) 協働による課題への統合的な取組」では、環境・リサイクル産業への支援の取組等により、モニタリング指標⑩産業廃棄物の廃プラスチック類の排出量に占める再生利用率が増加するなど、リサイクル体制の構築に寄与してきました。また、モニタリング指標⑫食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画の認定数が1件認定され、食品廃棄物を原料としたバイオガス発電事業が行われています。

その他、モニタリング指標②生活系ごみの1人1日当たりの排出量に占める資源ごみの割合、モニタリング指標④事業系ごみの1人1日当たりの排出量、モニタリング指標⑥一般廃棄物リサイクル率の推移から、県民や事業者のごみ排出量の削減やリサイクルに対する意識向上を図る必要があります。また、モニタリング指標③環境あきた県民塾受講者数、モニタリング指標⑪あきたビューティフルサンデー参加者数からは、県民の環境に対する意識の醸成や機会を増やす必要性が窺えました。

表3-6-1 第4次計画で設定したモニタリング指標及びその推移

施策	設定したモニタリング指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6※	単位	R2を基準としたときの直近年度実績の変化等	評価の方向	【参考】数値目標が定められている場合の目標値(R7)
柱1. 家庭における環境を意識した行動の定着												
1. 生活系ごみの3Rの取組	① 家庭系ごみの1人1日当たりの排出量【低減指標】	560	572	578	577	576	551	-	g/人・日	▲ 27	+	500
	② 生活系ごみの1人1日当たりの排出量に占める資源ごみの割合	15.8	15.0	14.6	14.7	14.6	14.4	-	%	▲ 0.2	-	
2. 環境に関する教育や学習等の推進	③ 環境あきた県民塾受講者数	44	51	29	30	34	19	19	人	▲ 10	-	
柱2. 事業活動における環境配慮の取組の推進												
1. 環境に配慮した事業展開に向けた取組	④ 事業系ごみの1人1日当たりの排出量【低減指標】	324	321	310	312	316	314	-	g/人・日	4.0	-	327
2. 循環型社会ビジネスの推進や未利用資源活用の新規開拓	⑤ 産業廃棄物の再生利用率	30.2	43.4	40.8	42.2	41.9	43.9	-	%	3.1	+	
	⑥ 一般廃棄物リサイクル率	15.9	15.2	14.9	14.6	14.1	13.6	-	%	▲ 1.3	-	
柱3. 廃棄物処理体制の確保												
1. 適正処理のための基盤構築に向けた取組	⑦ 産業廃棄物処理業者における優良認定事業者数	52	57	63	69	78	86	87	事業者	24	+	
	⑧ 生活排水系汚泥の利活用率	36.1	37.8	41.3	38.3	35.7	36.8	-	%	▲ 4.5	-	
2. 適正処理の推進のための取組	⑨ 不法投棄新規発見箇所数【低減指標】	98	79	70	61	38	40	44	件	▲ 26	+	
柱4. 協働による課題への統合的な取組												
1. プラスチックごみ対策の推進	⑩ 産業廃棄物の廃プラスチック類の排出量に占める再生利用率	-	50.5	38.6	48.9	49.2	50.1	-	%	11.5	+	
	⑪ あきたビューティフルサンデー参加者数	106	103	-	73	84	83	77	千人	-	-	
2. 食品ロス対策の推進	⑫ 食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画の認定数	0	0	0	0	0	1	0	件	1※	+	

※ 「-」とあるのは、計画策定時点で明らかとなっていない数字

第7節 その他

1 人口

国立社会保障人口問題研究所の推計では、第1次計画策定時には、2025年（令和7年）の人口は97万2千人とされていましたが、予測を超えて人口減少は進行しており、2025年（令和7年）10月の県内の人口は約87万8千人と、すでに第1次計画当時の推計値を下回っています。なお、同研究所の最新の推計では、2030年（令和12年）年の本県の人口は81万9千人まで減少すると推計されています。人口減少下においても、適切な廃棄物処理体制の維持や効率的な資源循環体制の構築が求められています。

第4章 循環型社会の形成に向けた施策の方向

第1節 基本理念

【基本理念】 全員参加で環境と経済が好循環した持続可能な社会の構築

本計画では、循環型社会形成のため県民、地域団体、NPO等、事業者、市町村及び県等の全ての主体が参加し、共通の認識の下に相互に連携協力しながら全員で取り組むことにより、環境と経済が好循環し次世代に承継できる社会の構築を継続して目指し、この基本理念を掲げてきました。第5次計画においても目指す方向は変わらないことから、この基本理念を継承します。

第2節 4つの姿

秋田県の目指すべき循環型社会の姿として、第1次計画のときから2027年（令和9年）頃の4つの姿を示してきました。こちらも基本的な部分を引き続き継承し、次のような姿になることを目指します。

1 「循環」を基調としたライフスタイルが定着した社会

- 1人ひとりが地球上の資源は有限であり、また、地球温暖化や海ごみ等の地球規模の問題が私達の生活と結びついていることを認識しています。
- 地球上の資源から作られた「もの」の価値を認識し、その価値を無駄にすることなく活かしていく考え方、リユース、保守（メンテナンス）や修理（リペア）により、可能な限り長く使用することが生活習慣として定着しています。
- 製品を購入するときは長期使用が可能であることが選択の大きな要素とされるとともに、保守（メンテナンス）や修理（リペア）に対する需要も高まっています。
- 使用期間が一時的である場合には、レンタルやシェアリング等を積極的に利用しています。
- 使用が終わった後の「もの」は、個人間の譲渡や、リサイクルショップやフリーマーケット、リユースサイトを通して、可能な限りリユースされています。
- リユースができない「もの」は、可能な限り新たな資源として適切にリサイクルされています。
- 日用品や食品は、必要な分量を購入するよう心がけ、特に食品については、その地域で採れた地場産の食品や季節の食品を積極的に選ぶようになっています。また、「すぐに食べる」商品については、消費期限や賞味期限がより近い商品を優先して選択しています。
- 過剰な包装は断るよう心がけています。
- 詰め替えて使用できる商品や、リサイクル製品など、環境に配慮して作られた商品であることが選択の基準になっています。また、このような商品やサービスを提供する企業が支持され評価されるようになっています。
- 家庭ごみのうち、リサイクルが可能なプラスチック等を市町村が積極的に分別して回収し再商品化・再資源化する仕組みができています。

- ごみの発生をできるだけ少なくするよう心がけ、ごみとして排出するものも、適切に分別しています。
- 生ごみは、水を切って排出又は堆肥化して家庭菜園等に使用されています。
- 高齢者がごみを排出する時に、地域単位で高齢者世帯のごみ出しに協力するなどの姿が日常的に見られるようになっていきます。
- 家電製品や自動車等は、省エネルギーを意識した使用が定着し、化石燃料の消費が抑えられています。買い換え時にはエネルギー効率が高く、環境に配慮された機器であることが選定の重要な要素になっています。
- 移動時には、自転車や公共交通機関が積極的に利用されています。
- 折に触れ、山林や川、湖、海に親しみ、資源の源泉である自然の大切さ貴重さを再確認するとともに、自然との共生が人間社会が持続していくうえで大切な要素であることが認識されています。

2 「環境」を理念に据えた事業活動が展開される社会

- 事業者が環境に対する社会的責任を認識し、環境経営方針の制定等の環境に配慮した取組や事業展開を経営戦略の重要要素と考える経営がなされています。
- 商品やサービスを通して、消費者に先進的で脱炭素につながるライフスタイルの提案が積極的に提供されています。
- 循環経済（サーキュラーエコノミー）の考え方が普及し、再生可能な資源（リニューアブル）が積極的に使用されています。
- 修理や使用後のリサイクル、適正処分が容易に行えるよう配慮された商品が企画、設計されています。
- 流通、販売に際して包装や梱包等の使用は最小限に抑えられ、また、包装・梱包資材も再利用やリサイクルが可能なものが使用されています。
- 耐久消費財については、修理や使用後の製品の引取りを行う体制が整えられています。
- 必要とする期間が短い商品は、レンタルやシェアリングサービスの提供が広く行われています。
- 事業活動に伴う廃棄物は、リサイクル資源として活用されやすいように適切に分別されています。また、現在は再生利用が難しい廃棄物についても定期的にリサイクル方法等の再資源化を検討する体制が確立されています。
- 廃食用油を原料としたS A Fなど、県内で発生したバイオマス資源等が利活用され、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が進んでいます。
- 商品の企画や製造段階で脱炭素を意識した取組が行われています。
- 環境に配慮した取組に積極的な事業者が、消費者の信頼を得て社会的に高く評価され、循環型社会の形成がさらに進み、環境と経済が好循環しています。
- リサイクルや廃棄物の処理に係る環境への負荷の低減に関する技術革新により新たな循環型社会ビジネスの創出や新規参入が見られ、資源循環を通じ、既存の産業や地域社会と連携することにより、原材料投入の最小化と廃棄物の発生抑制が進められています。

- 本県に蓄積されている鉱山関連技術を活かした環境・リサイクル関連産業が集積することにより、本県が国内外における環境・リサイクルの一大拠点となっています。
- 本県の基幹産業である農林水産業から豊富に発生するバイオマスを資源及びエネルギーとして利活用する事業が多角的に展開されています。
- 本県のポテンシャルを生かした再生可能エネルギーを使用した静脈産業が増えることにより、カーボンニュートラルへの貢献度の高い事業活動が展開されています。

3 適正な資源循環のための基盤が構築された社会

- 資源循環を推進するための基礎となる制度やルールが各主体の理解・協力の下に運営され、先端技術を活用した資源循環に係る社会資本が整備されています。
- 廃棄物の適正処理や有用物質の抽出、リサイクル資源を活用した製造等、環境への負荷がより低減された技術が更新されています。
- 廃棄物処理施設の更新や新規設置の際には、集約化、長寿命化、高度化が進み、環境に配慮した省エネルギー型や、焼却施設では、発電や熱供給といったエネルギー回収型の施設が設置されています。
- プラスチックごみや食品廃棄物の再資源化に係る体制や基盤が整備されています。
- 市町村は、域内から出るごみの排出抑制に関する適切な取組や情報提供を実施し、効率的な再資源化がなされるように適切な分別区分を設定しています。適切に分別されたごみは、リサイクルされています。
- リチウムイオン電池など新たな循環資源となる廃棄物もリサイクルに向けた回収体制が整備されています。
- ごみの処理経費については、排出者がその排出量に応じて公平に負担する仕組みが構築されています。
- 製品が消費された後の処理やリサイクルの費用の一部を製造事業者及び販売事業者が負担する制度が様々な製品について導入されています。
- 再生可能な資源となる新素材の製造等に関する低コストで環境への負荷が小さい技術が確立されています。
- PCB、アスベストや水銀等の有害廃棄物の処理が適正に行われています。
- 不法投棄の未然防止のための監視が整備され、不法投棄の撲滅が図られるとともに、過去の不法投棄等によって残存していた廃棄物は一掃されています。
- 地域住民が積極的に地域のクリーンアップ活動に参加し、ごみのポイ捨てや不法投棄をさせない意識が形成されています。
- 県内で発生する廃食用油やバイオマス等の未利用資源に着目した資源の循環に関する研究や取組が加速しています。
- 生ごみの飼料化や肥料化がなされ、その飼料や肥料を利用して生産された食品が地元のスーパーマーケット等で販売され、消費されるなど、生ごみの再資源化が定着しています。
- 国内外から集積される「都市鉱山」資源等の広域的な資源循環には、その輸送に当たりリサイクルポートが活用されています。

- 「都市鉱山」から抽出された金属が工業製品等の原料として再利用されることにより、広域的な資源循環が形成されるとともに、資源の安定確保や県経済の活性化にも寄与しています。
- 廃棄物分野でもDX化が進み、電子マニフェストの利用が一般的になり、不法投棄や不適正処理がなくなっています。
- 資源循環に関する制度、製品、技術、事業者、統計資料等の情報を、各主体が必要とするときに得ることができる情報基盤が整備され、循環型社会を推進していくうえで必要な最新の情報が十分かつ正確に共有されています。
- 災害時には、各主体が連携し、災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理できる体制が構築されています。

4 役割分担とパートナーシップにより創られる持続可能な社会

- 豊かな水と緑あふれる秋田の環境を享受し、これを次の世代以降にも変えることなく伝えていけることを誇りとしています。
- 県民、地域団体、NPO等、事業者、行政等すべての主体が、日常生活や事業活動における資源の消費等を通じて環境への負荷を与えているとの認識を共有したうえで、適正な資源循環を保つためにそれぞれがその責務や役割を果たし、また、各主体がパートナーシップを構築しながら多様な取組を展開しています。
- 事業者は、消費者に対して製品とともにその原材料やリサイクルの方法等に関する的確な情報を提供し、消費者は、ごみの分別や事業者による回収に協力するなど、消費者と事業者の連携による廃棄物の総合的な3Rが進められています。
- 地域団体による資源循環に関する取組が活発に行われており、事業者も地域住民と一緒に参加しています。また、環境関係のNPO等は、県民や事業者を対象とした啓発や各種実践活動の普及、環境教育・環境学習の推進の重要な担い手となっています。
- 県や市町村は、事業者や地域団体・NPO等からの協力を得て環境や資源循環に関する情報の体系的な整備と提供を行うとともに、各主体の活動等をコーディネートする役割を担っています。
- 県や市町村は、循環型社会のさらなる確立に向け、県民等からの政策提言を踏まえて、各主体の活動への支援、活動の基盤作り等、必要な施策を総合的かつ計画的に推進しています。
- 大学や試験研究機関は、再生可能な資源の開発、効率的な資源循環や環境への負荷の低減に関する先進的な研究開発に積極的に取り組み、事業者や行政との連携の下で、研究成果の普及や新たな技術の事業者等への移転を図っています。
- 各主体の取組やパートナーシップを進めていく中で、若い世代が循環型社会について高い意識を持つようになってきました。また、適切な環境教育が行われ、子どもの頃から資源循環や自然環境を大切にしたい行動が根づいています。
- 若者たちが環境に配慮したライフスタイルを実践するようになり、さらには情報発信を積極的に行うなど、取組の輪が大きく広がっています。



図 4-2-1 秋田県が目指す循環型社会の姿

第3節 施策の方向性（4つの柱）

第5次計画では、第2節で示した4つの目指すべき姿を支えるために、4つの柱を設定しました。各姿に対応する柱は次のとおりです。

- 循環を基調としたライフスタイルが定着した社会
柱1) 家庭における環境を意識した行動の定着
- 環境を理念に据えた事業活動が展開される社会
柱2) 事業活動における循環経済への移行促進
- 適正な資源循環のための基盤が構築された社会
柱3) 廃棄物処理体制の確保
- 役割分担とパートナーシップによりつくられる持続可能な社会
柱4) 協働による課題への統合的な取組

この4つの各柱を構成するものとして、各種施策や取組を第2章及び第3章に記載した現状や課題、社会変化への対応等を踏まえて設定します。

循環型社会の形成を推進していくためには、県民1人ひとりが、環境がかけがえのないものであることを認識し、保全していくための行動が必要となります。このためには、生活の基盤となる家庭において3Rを推進し、また、ライフスタイルを環境に配慮したものへと転換を図っていく必要があります。さらに、県民が環境を意識する様々な機会を提供していくこともあわせて求められています。

1. 生活系ごみの3Rの推進

全国平均と比べて、1人1日当たりのごみ排出量が多く、一般廃棄物のリサイクル率が低い状況で推移している現状を踏まえ、これまで以上に3Rの推進に取り組んでいく必要があります。また、私たちの日常の生活様式を見直し、必要なものを必要な分だけ購入する、分別を徹底し資源化を心がける、ごみを極力減らすなど、環境に優しいライフスタイルへ転換していく必要があることから、次の施策を推進します。

(1) 2Rの促進に向けたライフスタイルの転換

- 3Rのうち特にリデュース、リユースにあたる2Rを促進するため、マイバッグ・マイボトルの持参、詰め替え商品の選択、フリーマーケットやリサイクルショップ等の活用など、環境に優しいライフスタイルへの転換とそれに向けた具体的な取組や方法などを県民に広く呼びかけ、廃棄物の発生や資源消費の抑制に向けた意識の醸成を図ります。
- リユースの取組を促進するため、市町村が行っている民間企業のインターネットサービスを活用したリユース促進の取組事例について、他の市町村への横展開を図るとともに、県民へ広報・周知していきます。
- 食品ロスの発生抑制のため、在庫確認後の買い物や必要な分量の購入、すぐ食べる物のてまえどり、食材の保存や使い切り、冷蔵庫等の整理整頓、家庭及び外食時の食べきり等を推進します。

(2) エシカル消費の推進

- 必要なものを必要な量だけ買う、環境に配慮した商品を選択する等の人・社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」を広報啓発し、日常生活の中で実践できる環境に配慮した行動の実践を推進します。

(3) 家庭での分別の取組の強化

- ごみの減量化、資源ごみの効率的なリサイクルのため、各家庭でのごみの発生抑制や適切な分別に向けた取組を推進します。

- 容器包装リサイクル法や家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等に基づく適正なリサイクルに係る取組を推進します。

(4) リサイクルの取組の促進

- 生活の中におけるリサイクルを促進するため、プラスチックごみの分別回収・再商品化に係る取組を推進するほか、生ごみのコンポスト化に係る取組を促進します。
- 家庭から出る廃食用油やペットボトル等容器包装などの資源ごみについて、幅広く、資源循環に結びつけていくため、市町村による計画収集のほか、小売店等における「店頭回収」の利用促進も図っていきます。

2. 環境に関する教育や学習等の推進

県民のごみ削減意識の醸成と3R実践の気運を高めるためには、環境に関して学習する機会が必要です。セミナーやイベント、地域の環境美化活動等の様々な機会を捉え、環境教育やごみ削減の普及啓発活動に取り組む必要があることから、次の施策を推進します。

- 「秋田県環境教育等に関する行動計画」に基づき、県民、学校等、民間団体、事業者、市町村、県が協働して、環境教育の推進を図ります。
- 3Rや適正処理に関する県民の理解を深めるため、各種媒体の活用やイベント等の開催による普及啓発活動を展開します。
- 3Rの推進、食品ロスやプラスチックごみの削減等、日常生活の中でできる環境配慮行動に関するさらなる普及啓発を行うとともに、3Rの推進に向けた意識の醸成を図ります。
- ごみの減量化やリサイクルの取組を推進するため、市町村等の関係機関と連携・協力し、あらゆる機会を通じて普及啓発活動を実施するほか、クリーンアップ等の環境美化活動を推進します。
- イベントやセミナー等の開催を通じて、食品ロスの現状に関する情報を発信し、食品ロス削減への意識の向上を図ります。
- 海岸漂着物対策として、重点区域での海岸漂着物等の回収・処理を実施するとともに、海岸漂着物等問題に係る情報発信や環境教育を通じた広報啓発を行い、海岸漂着物等の発生抑制、海岸等の環境保全意識の向上を図ります。

柱2

事業活動における循環経済への移行促進

事業者等は、その活動の様々な段階において環境へ及ぼす影響を認識し、可能な限り環境への負荷が低減される方法を選択する必要があります。また、選択される方法が、経済的な面から見た

場合においても利点があり、経済的な選択と環境に配慮した選択とが一致していくことで、循環経済への移行が促進され、本計画の基本理念である「環境と経済が好循環した社会」が構築されていくことになります。このために、事業者の環境に配慮した意識を醸成するための取組や、県内の循環型社会ビジネスを推進し活性化させる取組等が求められています。

1. 環境に配慮した事業展開に向けた取組

事業活動に伴い排出される廃棄物の量は、経済状況や社会情勢に左右されるところもありますが、産業廃棄物の最終処分量は増加する傾向にあります。このため、事業者への情報の提供や、処理業者への指導の徹底等により3Rを推進し排出量を削減するほか、効率的な再資源化を図る優良な処理事業者が選択され最終処分量が抑制される体制づくりが必要です。また、事業者の活動による環境への影響を自主的かつ継続的に改善していくための取組を促進するため、次の施策を推進します。

(1) 事業所における3Rの取組の推進

- 紙ごみ等のリサイクルが容易な廃棄物の分別に関する基本的な情報を広く提供します。
- ごみの削減や適切な分別方法の周知等、事業所における発生抑制の取組について市町村と連携して推進します。
- 優れた3R事例の情報発信等、廃棄物の3Rの手法に関する情報を提供するとともに、各事業所にあった環境配慮活動の推進役となる人材を育成し、各事業所における廃棄物の3R及び適正処理に係る目標の設定や具体的な取組を促進します。
- 建設リサイクル法に基づくリサイクルが確実に行われるよう、排出事業者等への指導を徹底するとともに、解体木くず等の建設副産物の再資源化を積極的に推進します。
- 小売業によるごみの排出抑制に配慮した商品の販売や取組を促進します。
- 食品製造業や販売業者による食品廃棄物の削減及びリサイクルの取組を促進します。
- 環境に配慮している事業者の活動を県民に広く周知するため、各種媒体の活用やイベント等の開催等による広報啓発活動を推進します。
- 産業廃棄物の処理過程を適切に管理するため、電子マニフェストの導入を推進します。

(2) 優良な事業者の利用の推進

- 廃棄物の処理に当たっては、適正処理に加え、資源循環や温室効果ガス排出量の削減につながる処理方法が積極的に選択されるよう、排出事業者の意識改革を促す情報発信等の取組を推進します。
- 廃棄物の処理に当たっては、優良認定を受けた産業廃棄物処理業者や、適切かつ効率的な再資源化を図る事業者を積極的に利用することを促進します。
- 優良な処理業者へのインセンティブの付与等により、優良認定に向けて産業廃棄物処理業者の育成を進めます。
- 産業廃棄物の適正処理を確保するため、処理業者の処理状況の現地確認・指導を強化するとともに、処理基準等の周知徹底を図り、産業廃棄物処理業全体の健全化を進めます。

(3) グリーン購入等の促進

- グリーン購入・グリーン契約について、県は率先して取り組み、その状況や効果について情報を提供することで、民間事業者による取組を促します。
- 県内事業者の環境マネジメントシステムの取得を促進します。

2. 循環型社会ビジネスの推進や未利用資源活用の新規開拓

天然資源の消費をできる限り抑制するためには、廃棄物の発生抑制につながるリユース事業者の有効活用や、リサイクル産業の活性化により、製品や資源の循環を促進する取組が必要です。

また、県内のバイオマス資源や今後廃棄量が増加すると見込まれるリチウムイオン電池等の廃棄物を循環利用できる体制の構築が必要なことから、次の施策を推進します。

(1) 循環型社会ビジネスによるリサイクル産業の振興

- 「都市鉱山」からのレアメタル等の金属リサイクルを推進します。
- 廃プラスチック類等リサイクルのネットワーク化を図り、関連産業の振興を図ります。

(2) 2Rの取組促進につながるビジネスの振興

- 廃棄物のリデュース及びリユースの取組を促進させるため、利用者が安全・安心に利用できるリユースや中古品売買、レンタルに係る事業の活性化を推進します。
- リユースの取組を促進するため、市町村が行っている民間企業のインターネットサービスを活用したリユース促進の取組事例について、他の市町村への横展開を図るとともに、県民へ広報・周知していきます。

(3) リサイクル製品の販売促進

- 県がリサイクル製品を認定し、リサイクル製品の製造・販売を促進します。
- 認定リサイクル製品の普及拡大のため、県の事務・事業において認定リサイクル製品の優先調達に努めるほか、市町村や民間事業者による利用を促進します。

(4) 新たな資源循環の創出に向けた取組の推進

- 廃食用油を原料としたS A Fの製造など、バイオマス資源等による新たな資源循環の創出を支援します。
- 稲わらやもみ殻、林地残材、家畜排せつ物、下水道汚泥に加えて、使用済み紙おむつ等の今後廃棄が増えると考えられる廃棄物や、再生利用率が低い廃棄物のうち資源としてリサイクル・循環利用が可能なものの調査を進めます。
- 太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギー設備やリチウムイオン電池について、効率的な循環利用のための仕組みを構築します。
- 産業廃棄物の再使用・再生利用・エネルギー回収を行う施設を県内に整備する事業者を支援します。

家庭や事業活動から排出された廃棄物は、再使用、再生利用、熱回収の順に資源として有効活用していくことで、循環的な利用を推進していく必要があります。このための基盤となる適切な廃棄物処理は、感染症の蔓延や人口減少が進む中においても、将来にわたって安定的に継続することが可能な体制を確保する必要があります。

1. 適正処理のための基盤構築に向けた取組

人口減少の進行を踏まえ、廃棄物の安定した適正処理の継続には周辺市町村同士が連携した処理体制の構築が必要です。県民1人ひとりがごみの排出量をさらに削減するためには、分別の徹底が必要であり、そのため分別品目の見直しや適正な処理先の確保等が求められています。

また、公共関与による産業廃棄物の処理施設の整備や、災害時に発生する廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制が求められていることから、次の施策を推進します。

(1) ごみ処理の広域化・脱炭素化に向けた施設整備の促進

- 「秋田県ごみ処理広域化・集約化計画」を、より長期的な視点で改定し、人口減少を踏まえたごみ処理施設の計画的な整備を促す等、施設更新等のタイミングを捉えて、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化や集約化、脱炭素化を推進します。
- ごみ処理の広域化により施設を集約する場合や、市町村を越えた処理体制の整備が必要なものについては、合理的な処理体制とするために、地域の市町村が連携して処理する体制の構築を促進します。
- 施設整備に当たっては、廃棄物処理システムの脱炭素化に係る検討を行い、さらなるエネルギー回収等による高効率化や資源化・資源循環の強化に対応した施設への更新・新設とするほか、防災拠点としての機能を併せ持つ施設の整備を推進します。

(2) 将来の廃棄物処理を担う人材の育成

- 廃棄物の安定した適正処理体制を確保するため、廃棄物処理に従事する人材の育成を推進します。

(3) 分別収集体制の強化

- リサイクル資源を確保しつつ、家庭系ごみの排出量を削減するため、また、リチウムイオン電池等の混入による廃棄物処理施設での事故防止のため、市町村等における適切な分別収集品目の見直しや、分別の徹底に向けた取組を促進します。
- ごみの排出抑制及び将来に渡って安定的に廃棄物処理事業を継続していくため「ごみ処理の有料化」を推進します。

(4) 生活排水処理の広域共同化と汚泥の利活用の推進

- 下水道及び農業集落排水処理施設については、更新時等に合わせて、人口減少を踏まえ

た処理の広域化を推進していきます。また、汚泥の利活用については、県と市町村がそれぞれ管理する下水道等で生じた汚泥の共同による処理を推進していきます。

- 汚泥の利活用では、県北、県南地区において下水汚泥及びし尿汚泥を共同で再資源化しています。今後は、県央地区でも地域の特性に合わせた再資源化を推進します。

(5) 産業廃棄物処理施設の整備

- 県内中小企業の産業廃棄物処理を補完し、適正処理を確保するため、公共関与による産業廃棄物最終処分場として、秋田県環境保全センターの着実な整備（老朽化した施設や設備の更新を含む）及び維持管理を行います。

(6) 災害廃棄物対策

- 災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、「秋田県災害廃棄物処理計画」に基づき、平時から市町村、国及び関係団体等との相互協力体制の強化、人材の育成を行います。
- 発災後は、速やかに情報収集を行い、必要に応じて周辺市町村や関係団体と調整を図るなど、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に努めます。
- 大規模災害の発生時には、関係団体との調整を図るほか、県内での処理が困難であるときは、国や他都道府県と連携した広域処理を進め、応援を円滑に受け入れ、支援を得ながら災害廃棄物の早期の処理に努めます。

2. 適正処理の推進のための取組

不法投棄の未然防止と廃棄物の適正処理を推進するため、次の施策を推進します。

(1) 有害廃棄物の適正処理の推進

- PCB廃棄物については、処理期限（令和9年3月末）までに処理が完了するよう保管事業者等に対する指導を強化するとともに、国が検討を進めている処理期限後のPCB廃棄物の新たな処理の仕組みに基づき、引き続き適正処理を確保します。
- 廃石綿や石綿含有廃棄物については、建築物や工作物の解体等の建設工事において石綿の使用の有無について事前調査を徹底するとともに、それらが廃棄物として排出される段階においては、廃棄物処理法や国のマニュアル等を遵守して適正に処理されるよう、立入検査等により排出事業者や処理業者への指導を徹底します。
- 水銀廃棄物については、排出事業者や処理業者に対し、処理基準の遵守を指導するとともに、市町村による水銀使用製品に係る分別回収を推進するため、市町村に対する情報提供を行います。

(2) 不法投棄対策

- 県民・事業者・行政等が一体となり、不法投棄された廃棄物の撤去活動を展開することにより、不法投棄の未然防止に向けた普及啓発に取り組みます。
- 各保健所に配置された環境監視員による監視や、スカイパトロール等の監視体制を維持するとともに、市町村、警察、業界団体等と連携し、不法投棄の未然防止・早期発見に努めます。

- ポイ捨てごみ等の不法に投棄されたごみは、川を通じて海へ流出することから、海岸漂着物対策と連携した取組を推進します。

(3) 不適正処理事案への対応

- 不適正処理事案に対応するため、「秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会」等を通じて、関係機関と連携強化を図ります。

(4) 旧能代産業廃棄物処理センターへの対応

- 周辺的生活環境への影響を未然に防止するため、汚水処理等の環境保全対策と周辺環境のモニタリングを継続します。

柱 4

協働による課題への統合的な取組

循環型社会の形成に向けた課題等への取組は、県民 1 人ひとりや事業所、自治体等がそれぞれ個別に取り組むだけでなく、各主体が積極的に連携して取り組むことが求められています。

ここでは、協働による取組が必要な例として、近年、特に大きな課題となっている、プラスチックごみや食品ロスについて進めるべき施策の方向性を示します。

1. プラスチックごみ対策の推進

プラスチックは、その多種多様な用途に適用可能な利便性から、現代社会においてプラスチック製品を使用しない日はありません。一方で、ポイ捨てや不法投棄等によって海洋に流出したプラスチックごみは、海洋汚染の一因となっており、海岸に漂着したものを含めて回収していくことが求められています。県民 1 人ひとりが、不法投棄されたプラスチックごみが地域や海洋の環境を汚染すること、使用後のプラスチックが適正に処理、再資源化される体制が求められていることを認識する必要があります。また、社会全体として、この体制を構築していくため、次の施策を推進します。

(1) 家庭でのプラスチックごみ削減への取組

- 事業者、市町村と連携・協力して、使い捨てのプラスチック製の容器包装・製品の使用削減の取組を推進します。

(2) プラスチックごみに関する知識の普及啓発

- イベントやセミナーを通して、プラスチックごみの現状に関する情報を発信し、プラスチックごみの削減や資源化、適正な処理への意識の向上を図ります。

(3) 使用済みプラスチックの循環利用の推進

- 事業者、市町村と連携・協力して、製造・流通・小売り・消費の各段階で使用済みプラスチックのリデュース・リユースの促進、使い捨てのプラスチック製容器包装・製品の

削減の取組を推進します。また、再び製品の原材料となる再生プラスチック材や、再生可能な原料から製造されたバイオマスプラスチック製品の使用を推進します。

- 市町村や事業者等が使用済プラスチックを再資源化する取組を支援し、県民や事業者が積極的にリサイクルできる体制を構築します。
- 廃棄するプラスチックの分別を徹底することで、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを行う資源量の増加を図るほか、焼却せざるを得ないプラスチックを処理するための熱回収施設導入の推進等により、プラスチック資源の循環利用を推進します。

(4) 海ごみ・海岸漂着物等への取組

- 秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画に基づき、県民、民間団体、行政等が連携して海洋プラスチックをはじめとする海洋ごみの発生抑制、海岸漂着物等の回収及び適正処理を推進します。
- ポイ捨てされたレジ袋や容器包装等は、川を経由して海へ流出することから、ポイ捨て防止のための広報啓発や、地域のクリーンアップ等の環境美化活動を推進します。

2. 食品廃棄物対策の推進

県内では、まだ食べることのできる食品が、製造や販売、消費等の各段階において廃棄されています。この食品ロスを削減していくためには、県民、事業者、行政等の主体がそれぞれの立場でできることに取り組むことはもちろんのこと、各主体が連携して発生量を抑制しつつ、廃棄される食品も再生利用により循環資源として利用される体制を構築していくことが求められています。そのためには、食品ロスについて、県民1人ひとりが、日常生活や事業活動と深く関わっていることを認識し、削減に向けて取り組む必要があることから、県民への普及啓発等の取組として次の施策を推進します。

(1) 食品廃棄物削減のための各主体が連携した取組

- 食品関連事業者や消費者等の多様な主体が連携して、食品廃棄物の削減に向けた取組を推進します。
- 食品ロス対策を講じてもなお発生する食品廃棄物について、再資源化に向けた取組を推進します。また、食品関連事業者、再生利用事業者、農業者等が一体となり、エコフイードやたい肥を利用し、生産した農畜産物を流通・販売する食品リサイクルループの構築も推進します。

(2) 食品ロスに関する知識の普及啓発

- 県民や事業者に対し、ウェブサイトやSNS、イベント等の多様な広報媒体を通して、食品ロスの現状や削減するための取組等の情報を発信し、食品ロス削減への意識の向上を図ります。
- フードドライブの実施やフードバンクを行っている民間団体の活動を広く県民に周知するなど、食品の有効活用に向けた意識の醸成を図ります。

第4節 目標

基本目標は、循環型社会の形成に向けた進捗状況を判断する全体の指標として、第4次計画で採用した「入口側の循環利用率」及び「出口側の循環利用率」を引き続き採用します。

また、基本目標の達成に向けて全ての主体が具体的に目指すべき廃棄物の減量化の目標として、一般廃棄物については「県民1人1日当たりのごみ排出量」及び「最終処分量」を、産業廃棄物については「排出量」及び「最終処分量」を、第4次計画に引き続き数値目標として採用します。

なお、各目標値の達成すべき年度については、計画期間が満了する2030年度（令和12年度）に設定しますが、次期計画の策定時に適切に評価・検討を行うため、各目標については、2028年度（令和10年度）に達成すべき目標値（中間目標値）も設定します。

1 循環型社会形成推進に関する基本目標

(1) 入口側の循環利用率

【目標値：16.4%（中間目標値：15.6%）】

入口側の循環利用率の実績値は、2013年度（平成25年度）は9.6%、2018年度（平成30年度）は10.5%でしたが、2023年度（令和5年度）は13.6%となり、中間目標値を達成しました。これを受け、2030年度（令和12年度）の目標値は、2013年度（平成25年度）、2018年度（平成30年度）、2023年度（令和5年度）の実績値の推移と傾向を考慮し、16.4%とします。

(2) 出口側の循環利用率

【目標値：47.9%（中間目標値：46.5%）】

出口側の循環利用率の実績値は、2013年度（平成25年度）は36.3%、2018年度（平成30年度）は35.8%でしたが、2023年度（令和5年度）は43.1%となり、中間目標値を達成しました。これを受け、2030年度（令和12年度）の目標値は、2013年度（平成25年度）、2018年度（平成30年度）、2023年度（令和5年度）の実績値の推移と傾向を考慮し、47.9%とします。

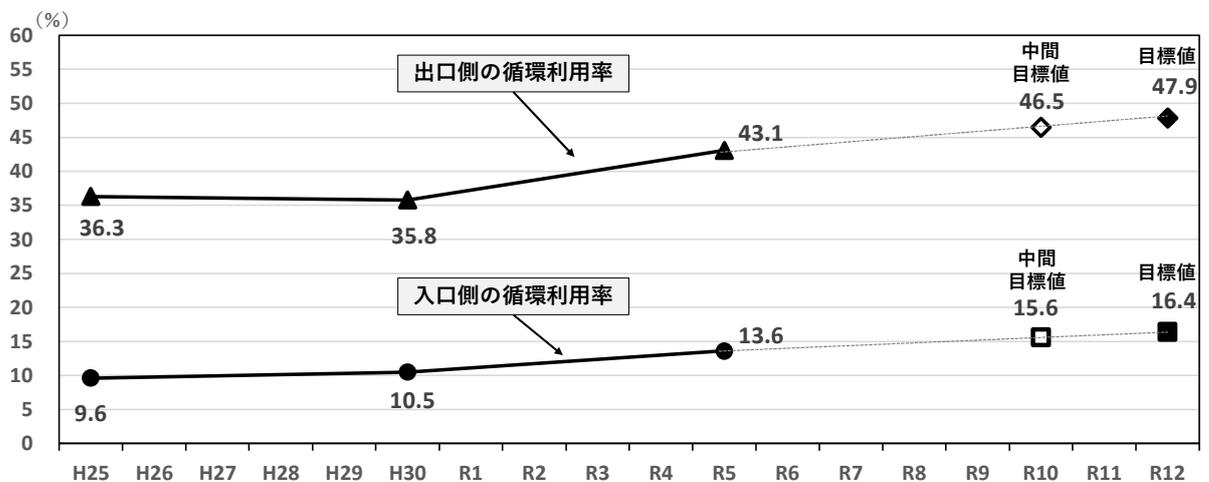


図 4-4-1 入口側及び出口側の循環利用率の目標値

2 一般廃棄物に関する数値目標

(1) 県民1人1日当たりのごみ排出量

【目標値：900 g（中間目標値：916 g）】

2030年度（令和12年度）の県民1人1日当たりのごみ排出量の目標値は、生活系ごみ（家庭系ごみ+資源系ごみ）と事業系ごみのそれぞれの値を合計し、900 gとします。

① 家庭系ごみ

家庭系ごみの1人1日当たりの排出量は、2023年度（令和5年度）の実績値が551 gとなり、第4次計画で設定した目標値500 gを達成できなかったことから、2030年度（令和12年度）は再度500 g以下となることを目指します。

② 資源系ごみ

資源系ごみの1人1日当たりの排出量は、2023年度（令和5年度）の実績値が92 gですが、プラスチックごみの分別収集・再商品化を今後さらに推進すること等により資源系ごみが増えることが想定されるため、100 g程度を目指します。

③ 事業系ごみ

事業系ごみの排出量は近年減少していますが、人口の減少率が排出量の減少率を上回っていることから、1人1日当たりの排出量は横ばいとなっています。2030年度（令和12年度）の目標値は、2014年度（平成26年度）から2023年度（令和5年度）までの10か年度の実績値の推移と傾向を考慮し、300 g以下となることを目指します。

○ 県民1人1日当たりのごみ排出量の目標値

$$\begin{aligned}
 &= \text{家庭系ごみ} + \text{資源系ごみ} + \text{事業系ごみ} \\
 &= 500 \text{ g} + 100 \text{ g} + 300 \text{ g} = 900 \text{ g}
 \end{aligned}$$

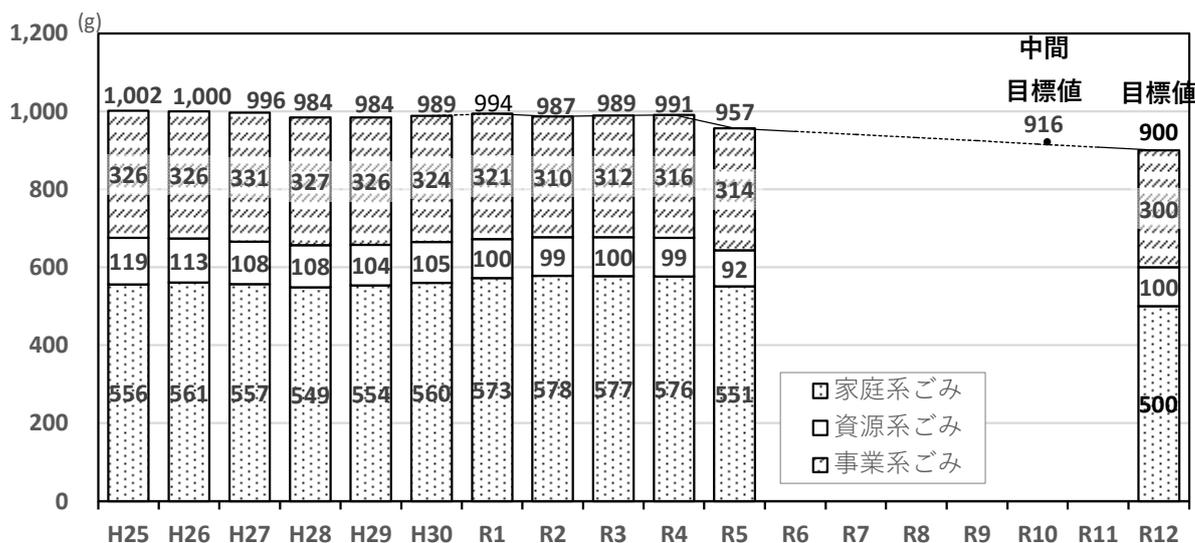


図 4-4-2 県民1人1日当たりのごみ排出量の将来予測と目標

(2) 最終処分量

【目標値：2万7千トン（中間目標値：2万9千トン）】

本県の一般廃棄物の最終処分量は、2023年度（令和5年度）の実績値が3万2千トンとなり、第4次計画で設定した中間目標値を達成できなかったことから、2030年度（令和12年度）の目標値は再度2万7千トンと設定し、減少に転じさせることを目指します。

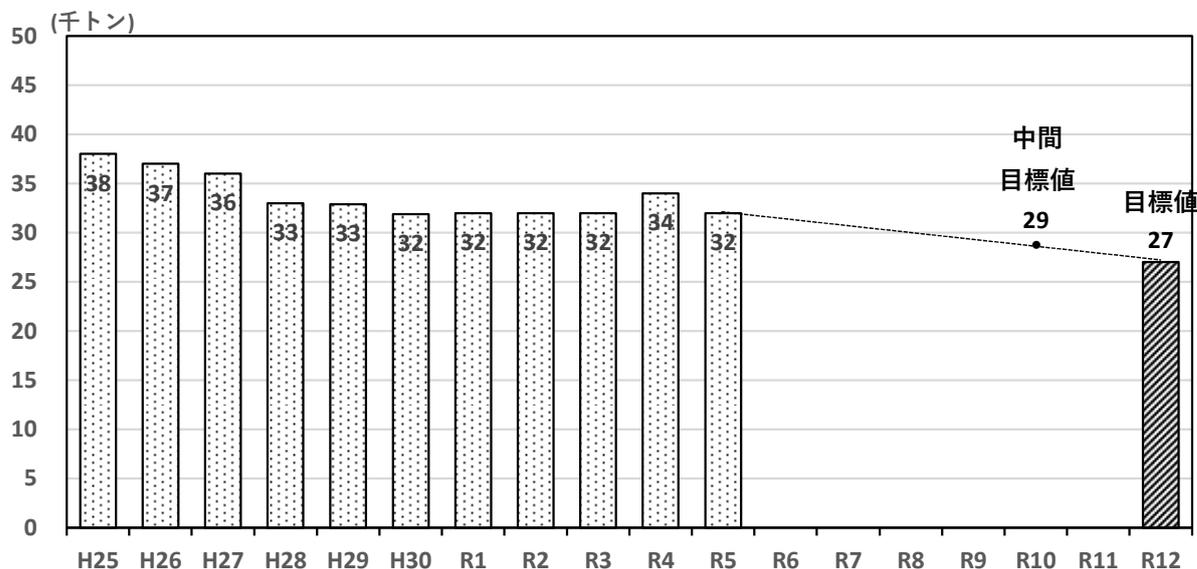


図 4-4-3 一般廃棄物の最終処分量の将来予測と目標値

3 産業廃棄物に関する数値目標

(1) 排出量（農業、鉱業からの廃棄物を除く）

【目標値：235万8千トン（中間目標値：236万2千トン）】

業種ごとに経済指標や県の情勢の見通し等から将来予測^{※1}を行ったところ、2030年度（令和12年度）の排出量の合計は235万8千トンと見込まれました。一方、2025年（令和7年）2月の国の基本方針^{※2}を参考に、2024年度（令和6年度）の実績値の236万9千トンからの増加を1%以内に抑制する場合の2030年度（令和12年度）の排出量は239万2千トンとなります。産業廃棄物の3Rをさらに推進する施策等を強化していくことから、2030年度（令和12年度）の目標値は、将来予測を採用し、235万8千トン以下となることを目指します。

※1 県が実施した令和7年度秋田県産業廃棄物実態調査による予測

※2 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」のこと

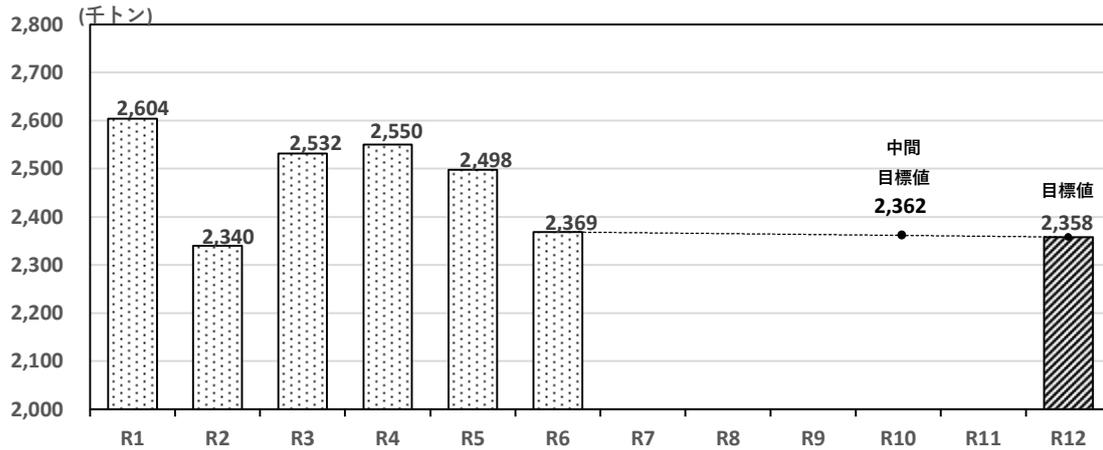


図 4-4-4 産業廃棄物の排出量の将来予測と目標値

(2) 最終処分量（農業、鉱業からの廃棄物を除く）

【目標値：37万4千トン（中間目標値：38万8千トン）】

業種ごとに経済指標や県の情勢の見通し等から将来予測を行ったところ、2030年度（令和12年度）の最終処分量の合計は41万3千トンと見込まれました。一方、2025年（令和7年）2月の国の基本方針を参考に、2024年度（令和6年度）実績値の41万5千トンから10%削減する場合の2030年度（令和12年度）の最終処分量は、37万4千トンとなります。循環型社会ビジネスの推進や未利用資源の活用等の再利用及び再生利用をさらに推進する施策を強化することで、2030年度（令和12年度）の最終処分量が37万4千トン以下となるよう目指します。

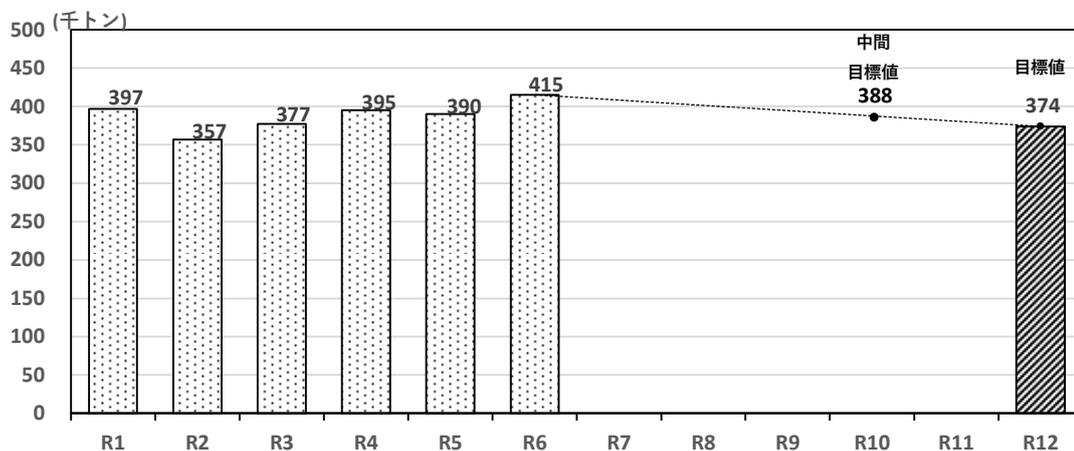


図 4-4-5 産業廃棄物の最終処分量の将来予測と目標値

4 モニタリング指標

第5次計画では、第4次計画同様、それぞれの柱を構成する施策に関連の深い1～3つの指標をモニタリング指標として次の表 4-4-1 のとおり選定し、事業の進捗状況を把握します。なお、モニタリング指標の項目は、社会情勢の変化等により項目を変更する必要がある場合には、再設定することとします。

表 4-4-1 各施策に設定するモニタリング指標

	モニタリング指標 1	モニタリング指標 2	モニタリング指標 3
柱 1. 家庭における環境を意識した行動の定着			
1. 生活系ごみの 3R の推進	家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量	生活系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量に占める資源ごみの割合	プラスチック製容器包装又はプラスチック使用製品廃棄物の分別収集を行う市町村数
2. 環境に関する教育や学習等の推進	あきたエコフェス来場者数	SDG s 講師派遣件数	
柱 2. 事業活動における循環経済への移行推進			
1. 環境に配慮した事業展開に向けた取組	事業系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量	産業廃棄物処理業者における優良認定事業者数	
2. 循環型社会ビジネスの推進や未利用資源活用の新規開拓	産業廃棄物の再生利用率	一般廃棄物リサイクル率	
柱 3. 廃棄物処理体制の確保			
1. 適正処理のための基盤構築にむけた取組	産業廃棄物処理業者における優良認定事業者数【再掲】	生活排水系汚泥の利活用率	
2. 適正処理の推進のための取組	不法投棄新規発見箇所数		
柱 4. 協働による課題への統合的な取組			
1. プラスチックごみ対策の推進	産業廃棄物の廃プラスチック類の排出量に占める再生利用率	あきたクリーン強調月間におけるクリーンアップ活動の参加者数	プラスチック製容器包装又はプラスチック使用製品廃棄物の分別収集を行う市町村数【再掲】
2. 食品廃棄物対策の推進	食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画の認定数	再資源化事業者による食品廃棄物の受入数量	1 人 1 日当たりの家庭系食品ロス量

第5章 計画の推進

第1節 各主体の役割

(1) 県民の役割

循環型社会の形成には県民1人ひとりが、日常生活において必要以上に環境に負荷を与えていないかを意識し行動に移していくことが必要です。そのためには、環境問題に関心を持ち、3Rの取組やライフスタイルの転換など自分に何ができるかを考えることや、定期的に自然に触れ、そのかけがえのなさを実感することが大切です。

<具体的な取組事例>

- 修理やメンテナンスによる「もの」の長期間の使用
- 詰め替え製品、量り売り、省エネルギー機器等の環境に配慮した商品の選択
- てまえどり・食べきり等による食品ロスの削減の取組
- マイバッグ・マイボトルの持参
- レンタル・シェアサービスの活用
- ごみの分別排出の徹底や生ごみのコンポスト化等の取組
- セミナーやイベント等の環境学習の機会への参加
- 地域の清掃活動への参加

(2) NPO等の団体の役割

NPO等の団体は、主に、情報発信やイベント等の広報等による県民や事業者への取組の普及拡大等や、県民や事業者、行政等の各主体間の隙間を埋める連携及び協働のつなぎ役としての役割が期待されます。

<主な取組事例>

- 講演会の開催等による情報発信や環境学習の機会の提供
- クリーンアップ活動等のイベントを通じた普及啓発
- フードドライブ等の食品ロス削減の取組の実施
- 資源回収やフリーマーケット等の実施

(3) 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。その上で、生産工程や流通、販売等の各過程において生じる廃棄物は、使用できる資源を可能な限り再利用するとともに、廃棄する場合においても可能な限りリサイクルを行うなど、環境への負荷を低減させる必要があります。

<主な取組事例>

- 廃棄物の発生抑制、環境に配慮した製品の製造・販売
- 循環資源の利用、エネルギーの効率的な利用の推進

- 修理や廃棄時の情報提供
- 商品やサービスを通じたエコなライフスタイルの提案
- 廃棄物の分別の徹底と適正な処理
- 簡易包装の推進、容器包装の有料化等による容器包装使用の合理化
- 環境美化活動等への積極的な参画や情報発信

(4) 廃棄物処理業者の役割

廃棄物処理業者は、産業廃棄物や事業系一般廃棄物の処理においては、排出事業者の事業者責任を補完する役割を、また、一般廃棄物の処理においては市町村の処理を補完する役割を果たしており、環境への負荷が最小限となるよう廃棄物の適正処理を行わなければなりません。

さらに、これらの役割に加えて有用資源を積極的に回収し、より高度な再資源化技術の導入により廃棄物の適正な循環利用を進め、リサイクル産業の担い手となることが期待されます。

<主な取組事例>

- 環境への負荷が最小限となるようなリサイクル等による廃棄物の適正処理の推進
- リサイクル技術の向上とリサイクル産業への転換
- 排出事業者に対する廃棄物の適正な処理方法等についての助言
- 廃棄物の適正処理を担う人材の育成
- 環境美化活動、資源回収等の地域活動への積極的な参画
- 災害時の廃棄物の適正処理への協力

(5) 市町村・一部事務組合等の役割

市町村は、一般廃棄物の処理主体であることから、循環型社会の形成に果たす役割は非常に重要です。地域の実情を踏まえた一般廃棄物処理計画を策定し、地域の住民や事業者の協力のもと、着実に3Rや適正処理を推進していくことが期待されます。

また、人口減少が進む本県においては、ごみの排出量が減少していくことが予測されます。廃棄物処理施設の更新時に施設を集約化するなど、周辺市町村と連携・協力した広域的なごみ処理体制を構築することが求められます。また、災害時に発生する災害廃棄物に対する平時からの備えも重要となります。

<主な取組事例>

- 生活系ごみ・事業系ごみの適切な分別
- 住民や事業者に対するごみ減量・リユース・リサイクルに関する積極的な情報発信や広報啓発
- 住民や事業者との連携・協働によるリサイクルシステムの構築
- 住民によるコンポスター等のリサイクル設備導入等への補助
- グリーン購入の推進
- 学校や地域における環境教育・環境学習の推進
- 散乱ごみや不法投棄の防止対策の実施
- 周辺市町村と連携した、ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化の推進

- 災害廃棄物処理計画の見直しや災害時の県及び周辺市町村等との連携体制の強化

(6) 県の役割

県は、循環型社会の形成に向けて、各主体が連携して取り組めるよう、積極的な支援や情報提供を行います。

一般廃棄物については、県民や市町村の役割が果たされるよう各主体と連携して推進していきます。

産業廃棄物については、将来にわたり安定した廃棄物の適正処理体制を確保するため、優良な処理業者や人材の育成、必要な処理施設設置への支援、関係機関と連携した監視指導を行います。

<主な取組事例>

- イベントやウェブサイト等あらゆる機会を通じた3Rの啓発
- グリーン購入の推進
- リサイクル製品の認定、利用の推進
- リサイクル促進に寄与する事業への助成
- 優良廃棄物処理事業者や廃棄物の適正処理を担う人材の育成
- 監視指導の徹底等による産業廃棄物の適正処理の推進
- 不法投棄未然防止に係る関係機関との連携した監視・指導
- 災害廃棄物の広域的な処理体制の構築、円滑な処理体制の整備 など

第2節 SDG s との繋がり

国ではSDG s 実施指針を策定し、8つの優先課題を設定しています。この優先課題には、循環型社会の構築、海洋ごみ対策の推進、食品廃棄物の削減や活用等を掲げており、SDG s アクションプランの中で重点にしています。

本計画による循環型社会の形成推進は、SDG s の17の目標のうち主に次の7つの目標につながっています。また、本計画の終期である2030年度は、SDG s の目標年度でもあります。



循環型社会の形成は、SDG s 目標11「住み続けられるまちづくりを」及び目標12「つくる責任 つかう責任」と密接に関連しています。この目標は、持続可能な生産と消費の実現を目指すものであり、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を通じて持続可能な社会の構築を目指す循環型社会の目的と合致しています。

また、循環型社会は、限りある資源を有効に使うことで、新たな天然資源の採取等を減らし、焼却や埋立による温室効果ガスの排出量削減に貢献するため、SDG s 目標13「気候変動に具体的な対

策を」につながるほか、環境負荷が低減し、生態系への影響が最小限となることで、SDGs 目標 14「海の豊かさを守ろう」と、目標 15「陸の豊かさも守ろう」にもつながっています。

第3節 計画の進行管理

本計画は、下記のPDCAサイクルに従って進行を管理します。

- (1) P l a n：現状の課題を捉え、多様な事業を展開
廃棄物等の資源循環体制の構築には、第4次計画からの課題のほか、新たな課題や推進すべき取組等の現状に則した、多様な事業を展開します。
- (2) D o：関係各所と情報共有し、効率的な事業を運営・展開
定期的に庁内会議を開催し関係各所と情報共有を図ることで、連携を促進し、効率的な事業運営となるよう努めます。
- (3) C h e c k：事業の実施状況の見える化
事業の実施状況の取りまとめを共有し、本計画で示した施策の方向性に向けて事業展開がなされているか把握できるよう、実施状況の見える化を図ります。また、モニタリング指標に設定している項目が指標として適切かについても併せて確認し、必要に応じて再設定します。
- (4) A c t i o n：事業効果が低調な取組の強化を促進
施策の方向性に向けた取組がなされていない、モニタリング指標の数値が悪化しているなど、効果が低い事業については、ヒアリング等を通じて関係各所と協力して取組の強化を図ります。

第4節 計画の見直し

社会情勢の変化や数値目標の達成等、計画の見直しが必要な場合とその際の手続きについては、次のとおりです。

- 1 数値目標の前倒しでの達成
数値目標を達成し、悪化する見込みがない場合については、速やかに数値目標の見直しを図ることとします。
新たな数値目標は、庁内会議での検討を経て案を作成し、秋田県環境審議会（以下「審議会」という。）での審議を経て改定することとします。
- 2 計画の記載内容の見直し
国の計画や社会情勢の変化、関係法令の改正に伴い、計画の記載内容を変更する必要性が生じた場合には、庁内会議での検討を経て案を作成し、審議会での審議を経て改定することとします。
なお、今後の社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等の内容によっては、計画期間内であっても必要な見直しを行うものとします。

第5次秋田県循環型社会形成推進基本計画

(令和8年3月策定)

秋田県生活環境部環境整備課

〒010-8570

秋田県秋田市山王4丁目1番1号

TEL:018-860-1622 / FAX:018-860-3835

E-mail:recycle@pref.akita.lg.jp